

# 平生町地域防災計画

## 資料編

平生町防災会議



# 目次

<b>組織</b> .....	1
平生町防災会議条例 .....	2
平生町防災会議委員名簿 .....	4
平生町災害対策本部条例 .....	5
平生町防災会議運営要綱 .....	6
平生町医療機関一覧 .....	8
<b>協定・覚書</b> .....	10
山口県及び市町相互の災害時応援協定書 .....	11
山口県消防防災ヘリコプター応援協定書 .....	14
山口県内広域消防相互応援協定書 .....	16
災害時における情報交換に関する協定書 .....	19
避難所の開設に係る覚書 .....	20
災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書 .....	22
防災活動への協力に関する協定書 .....	24
自動販売機設置協定書 .....	29
災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書 .....	31
災害時等における応急対策の協力に関する協定 .....	33
災害時における災害救助物資確保に関する協定 .....	35
災害時における物資の供給に関する協定 .....	38
災害時における物資供給に関する協定書 .....	40
特設公衆電話の設置・利用に関する協定書 .....	43
交流推進及び災害時相互応援に関する協定書 .....	45
平生町と株式会社丸久との地域活性化包括連携協定 .....	47
ドローンを活用した地域活性化包括連携協定 .....	49
株式会社レノファ山口、イオングループ及びホームタウン自治体との「オール山口Jリーグで地方創生、まちづくりパートナーシップ包括連携」に関する協定書 .....	51
大規模災害時における広域応援の実施に関する覚書 .....	53
災害時における要配慮者の受入れに関する協定書 .....	55
災害時における福祉避難所等への人材派遣に関する協定書 .....	69
災害救助物資の調達に関する協定書 .....	85
災害発生時等におけるダンボール製品の調達に関する協定書 .....	88
災害時の応急対策活動協力に関する協定書 .....	92
災害に係る情報発信等に関する協定 .....	114
災害時における物資供給に関する協定 .....	116

<b>災害危険箇所</b> .....	<b>119</b>
急傾斜地崩壊危険箇所一覧 .....	120
崩壊土砂流出危険地一覧 .....	123
山地災害危険区域一覧 .....	124
土石流災害危険区域一覧 .....	126
砂防指定地関係災害危険区域一覧 .....	127
地すべり防止区域一覧 .....	128
土砂災害警戒区域一覧 .....	129
要配慮者利用施設一覧 .....	143
ため池危険箇所一覧 .....	146
暴風・高潮による孤立危険区域一覧（海岸、島部） .....	146
異常気象時通行規制区間および道路通行規制基準 .....	146
<b>危険物所在施設</b> .....	<b>147</b>
危険物製造所、貯蔵所、取扱所等一覧 .....	148
<b>観測、予報施設</b> .....	<b>150</b>
潮位観測所一覧 .....	151
<b>防災物資、施設、資機材</b> .....	<b>152</b>
水防用輸送設備・備蓄器具資材一覧 .....	153
通信施設一覧 .....	154
消防水利の現況一覧 .....	155
指定避難所一覧 .....	156
避難港及び避泊地としての適性・収容能力一覧 .....	157
<b>その他</b> .....	<b>158</b>
都市計画用途地域一覧 .....	159
平生町火入れに関する条例 .....	160
自衛隊災害派遣要請依頼書様式 .....	165
自衛隊災害派遣撤収要請依頼書様式 .....	166
災害派遣発生情報報告様式 .....	167
事前措置予告通知書様式 .....	168
り災証明書様式 .....	169
り災証明書（車両用）様式 .....	171

---

# 組織

---

# 平生町防災会議条例

昭和37年9月15日  
条例第25号  
改正 昭和43年8月1日条例第30号  
昭和43年10月1日条例第32号  
昭和55年9月27日条例第15号  
平成12年3月24日条例第16号  
平成19年3月30日条例第3号  
平成24年12月26日条例第15号

## (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、平生町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 平生町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第32条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

## (会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命するもの 3人以内
  - (2) 山口県の知事の部内の職員のうちから町長が任命するもの 7人以内
  - (3) 山口県警察官のうちから町長が任命するもの 1人

- (4) 町長がその部内の職員のうちから任命するもの 10人以内
- (5) 教育長
- (6) 柳井地区広域消防組合消防長及び消防団長
- (7) 田布施・平生水道企業団の職員のうちから町長が任命するもの 1人
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命するもの 6人以内
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命するもの 2人以内
- (10) その他町長が必要と認めるもの 2人以内  
(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山口県の職員、町の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。  
(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関する事項は、会長が防災会議にはかって定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第16号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 平生町防災会議委員名簿

NO	職 名	所属機関電話番号	備 考
1	平生町長	0820-56-7111	会 長
2	海上保安庁第六管区海上保安部 徳山海上保安部長	0834-31-0110	1号委員
3	国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所長	0835-22-1785	1号委員
4	山口県柳井県民局長	0820-24-0250	2号委員
5	山口県柳井土木建築事務所長	0820-22-0396	2号委員
6	山口県柳井健康福祉センター所長	0820-22-3777	2号委員
7	山口県柳井農林水産事務所長	0820-25-3290	2号委員
8	山口県警察本部柳井警察署長	0820-23-0110	3号委員
9	平生町総務課長	0820-56-7111	4号委員
10	平生町健康保険課長	0820-56-7111	4号委員
11	平生町産業課長	0820-56-7111	4号委員
12	平生町建設課長	0820-56-7111	4号委員
13	平生町教育委員会学校教育課長	0820-56-6083	4号委員
14	平生町教育委員会教育長	0820-56-6083	5号委員
15	柳井地区広域消防組合消防長	0820-22-0040	6号委員
16	平生町消防団長	-	6号委員
17	田布施平生水道企業団水道課長	0820-52-2400	7号委員
18	平生郵便局長	0820-56-2400	8号委員
19	西日本電信電話株式会社山口支店長	083-923-4281	8号委員
20	中国電力ネットワーク株式会社 柳井ネットワークセンター所長	0820-23-6541	8号委員
21	防長交通株式会社平生営業所長	0820-56-5100	8号委員
22	陸上自衛隊第17普通科連隊第1中隊長	083-922-2281	9号委員
23	平生町自主防災組織代表	-	9号委員
24	平生町民生委員児童委員協議会長	-	10号委員
25	平生町日本赤十字奉仕団委員長	-	10号委員

# 平生町災害対策本部条例

昭和37年9月15日

条例第26号

改正 平成8年3月26日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、平生町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

## **平生町防災会議運営要綱**

### (趣旨)

第1条 この要綱は、平生町防災会議条例（昭和37年条例第25号）の規定により平生町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

### (会議の招集等)

第2条 防災会議は、会長が招集する。

- 2 委員は、必要あると認めるときは、会長に対して防災会議の収集を求めることができる。
- 3 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の委員は、あらかじめ、会長と協議して当該各機関に密接な関係を有する事項を議事とする防災会議のみ出席することができる。

### (委員の代理等)

第3条 防災会議の円滑な運営をはかるため、委員は、あらかじめ代理人を指名し、会長に届け出ておくものとする。

- 2 委員は、やむを得ない事情により、防災会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

### (応急の場合の措置)

第4条 防災会議の所掌事項について、次の場合は、会長が適宜の方法により、関係のある委員の意見を聴き決定することができるものとする。

- (1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。
  - (2) 決定を要する事項が一部の特定の機関のみ関係がある事項で、早急な措置を要するとき。
- 2 会長は、前項による決定をしたときは、次の防災会議にその旨を報告する。

### (応急の場合等の処理事項)

第5条 前条の場合において、会長が処理できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害に関する情報を収集すること。
- (2) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進する。
- (3) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (4) 災害対策本部の設置については、町長に意見を具申すること。

(5) その他緊急事態の発生により、早急に決定を要する事項

第6条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営については、その都度会長が定める。

#### 附 則

この要綱は、昭和37年9月15日から施行する。

## 平生町医療機関一覧

### (1) 診療所

施設名	電話番号	診療科目	病床数
医療法人向井医院	0820-56-2106	内科、小児科、産婦人科	
おきの内科糖尿病クリニック	0820-56-7733	内科・糖尿病内科	
特別養護老人ホーム つつじ苑診療所	0820-56-1050	内科	
平生クリニックセンター	0820-56-2000	内科、循環器科、外科、 整形外科、脳神経外科、 泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、 歯科、矯正歯科	19
たけの子クリニック	0820-25-3341	小児科・内科	
養護老人ホーム寿海苑診療所	0820-56-7335	内科	
みつおかクリニック	0820-58-5010	内科、胃腸科、消化器内科、 肝臓内科、呼吸器内科、 循環器内科、リハビリテーション科	
医療法人さいとう整形外科	0820-56-0707	整形外科、リハビリテーション科、 リウマチ科	
医療法人成心会ふじわら医院 平生診療所	0820-25-3615	外科・小児科・内科・精神科	

(2) 病院

施設名	電話番号	診療科目	病床数
光輝病院	0820-58-1111	内科、外科、整形外科、 脳神経外科、精神科、皮膚科、泌尿器科、眼科、 耳鼻咽喉科、歯科、矯正歯科	1,050

(3) 歯科診療所

施設名	電話番号	診療科目
医療法人社団岡崎歯科医院	0820-56-6007	歯科
国重歯科医院	0820-56-2300	歯科
ときまさ歯科医院	0820-57-0088	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
ひろなか歯科	0820-56-7080	歯科、矯正歯科、小児歯科

---

## 協定・覚書

---

# 山口県及び市町相互の災害時応援協定書

## (趣旨)

第1条 この協定は、山口県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災した市町が応急措置を実施するため必要があると認めるときは、山口県（以下「県」という。）及び県内市町に対して災対法第67条第1項及び同法第68条第1項に基づく応援の要請を行うものとし、県及び県内市町は応援を迅速かつ円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

## (応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害応援に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及び屎の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応援措置に必要な車両等及び資機材の提供
- (8) ボランティアの調整
- (9) その他、特に要請のあった事項

## (応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「受援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、事態が切迫している場合は、電話、ファクシミリ等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第8号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (3) 前条第2号から第7号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

- 2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行った上で、県の応援も含めた応援計画を作成し、応援を行う市町（以下「応援市町」という。）及び受授市町に、応援計画を通知するものとする。
- 3 県及び応援市町は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 4 第1項による要請をもって、受授市町から各応援市町に対して応援の要請があつたものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

- 第4条 受授市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。
- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
  - 3 県は応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。
  - 4 受援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる。  
なお、この場合において、受援市町は事後必ず県にその旨連絡する。

(自主応援)

- 第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

- 2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があつたものとみなす。

(経費の負担)

- 第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として受援市町の負担とする。
- 2 受援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
  - 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

- 第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 情報交換を密にするため、原則として年1回連絡会議を開催する。
- (2) 県及び他の市町主催の防災訓練に相互に参加する。
- (3) その他必要な事項

(補 則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は平成24年1月12日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本協定書を20通作成し、山口県知事及び各市町長が記名押印の上、各1通を所持する。

平成24年1月12日

【協定県市町】

山口県、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市  
下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市  
周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、  
上関町、田布施町、阿武町、平生町

# **山口県消防防災ヘリコプター応援協定書**

## (趣旨)

第1条 この協定は、山口県、山口県内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山口県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めるることに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が消防防災ヘリの応援を求めることができる区域は、市町等（以下「協定市町」という。）の区域とする。

## (災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

## (応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の長が、次の各号の一に該当し、消防防災ヘリの活動が必要と判断する場合に、山口県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (2) 要請市町等の消防力によっては防御が困難な場合、又は消防防災ヘリによる活動が有効と判断される場合
- (3) その他救急救助活動等において、消防防災ヘリによる活動が有効と判断される場合

## (応援要請の方法)

第5条 応援要請は、山口県消防防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 灾害の種別及び状況
- (2) 灾害の発生日時及び場所
- (3) 灾害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 灾害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) 救急搬送の場合は同乗する医師等の氏名

(8) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定による応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前条の規定による応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長に通報するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき、消防防災航空隊が消防活動に従事する場合には、要請市町等の長から、消防防災航空隊員を派遣している市町等の長に対し、山口県内広域消防相互応援協定（平成24年4月1日締結。以下「相互応援協定」という。）第6条の規定に基づく応援要請があつたものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかるわらず、原則として山口県が負担するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、山口県及び市町等が協議の上決定するものとする。

(協定書の保管)

第10条 この協定締結の証として、知事及び市町等の長は、記名押印の上、各自1通を保管する。

附 則

1 この協定は、平成24年4月1日から施行する。

2 山口県消防防災ヘリコプター応援協定（平成22年4月14日締結）は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日

【協定県市町等】

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市

岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市

山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町

阿武町、平生町、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合

岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県

# **山口県内広域消防相互応援協定書**

## **(目的)**

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、山口県内において災害が発生した場合に、山口県内の市町、消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するため、消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

## **(協定の実施区域)**

第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町等（以下「協定市町等」という。）の全域とする。

## **(対象とする災害)**

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災、地震及びその他の災害（以下「災害」という。）で消防に関して協定市町等の応援を必要とするものとする。

## **(報告及び連絡調整)**

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、県に対して災害の状況等について通報し、この協定による応援等に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

## **(応援要請)**

第5条 この協定に基づく応援要請は、次の各号いずれかに該当する場合に、応援を受けようとする発災市町等（以下「受援市町等」という。）の長が、他の協定市町等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定市町等に拡大し、又は影響を与える恐れがあると認める場合。
- (2) 発災市町等の消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合。
- (3) その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の協定市町等が保有する車両資機材等を必要と認める場合。

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明確にして行うものとする。また、県への通報は、応援要請に準じて電話等で行うものとする。

- (1) 災害の状況（災害の種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由。
- (2) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量。
- (3) 応援隊の活動内容。
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所。

(5) その他必要な事項。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により、応援要請を受けた市町等（以下「応援市町等」という。）の長は、特別な理由がない限り、応援市町等区域内の消防業務に支障のない範囲において応援を行うものとする。

2 応援市町等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時、人員その他必要な事項を遅滞なく受援市町等の長及び県に通報するものとする。

3 第1項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長に通報するものとする。

(応援隊の派遣の中止)・

第7条 応援隊を派遣した市町等の長は、応援隊を当該市町等の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、受援市町等の長と協議の上、派遣を中断することができる。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、受援市町等の消防長（消防業務を委託している町にあっては、当該町を管轄する消防本部の消防長）が、応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第9条 応援市町等の長は、応援の結果を応援活動終了後速やかに要請市町等の長に報告するものとする。

2 受援市町等の長は、災害の概要を災害活動終了後速やかに応援市町等の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担については、次の各号により負担するものとする。

(1) 応援市町等が負担する経費

ア 出動手当、旅費等の人物費及び消費燃料等の経常的経費。

イ 応援の消防職員、消防団員（以下「応援隊員」という。）が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費。

ウ 応援隊員が、受援市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費。

エ 応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費。

(2) 受援市町等が負担する経費

- ア 要請による救援消防用資機材、救援物資の調達経費。
- イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧の支給に要する経費。
- ウ 応援隊員が、応援活動中第三者に損害を与えた場合の賠償費。

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町等と受援市町等が協議して定めることとする。

(実施細目)

第 11 条 この協定の実施に関して必要な事項は、協定市町等が協議して別に定めるものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項または疑義が生じたときは、その都度協定市町等で協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第 13 条 この協定の証として、協定市町等の長は、記名押印の上、各自 1 通を保管する。

附 則

この協定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

山口県内広域消防相互応援協定書（平成 22 年 4 月 14 日締結）は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成 24 年 4 月 1 日

【協定市町等】

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市  
岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市  
山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町  
田布施町、阿武町、平生町、柳井地区広域消防組合  
光地区消防組合、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合

## **災害時における情報交換に関する協定書**

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と平生町長（以下「乙」という。）は、平生町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定する。

### **(目的)**

**第1条** この協定は、甲及び乙が連携を図り、平生町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

### **(協力体制)**

**第2条** 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

### **(現地情報連絡員の派遣)**

**第3条** 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、平生町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

### **(平常時の連携)**

**第4条** 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

### **(その他)**

**第5条** この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年2月10日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 戸田 和彦

乙 平生町 平生町長 山田 健一

## **避難所の開設に係る覚書**

山口県立熊毛南高等学校（以下「甲」という。）と平生町（以下「乙」という。）は次のとおり避難所としての施設利用に関する覚書を締結する。

### **(目的)**

第1条 この覚書は、平生町内において災害発生又は災害の発生する恐れのある場合における被災者及び避難者に対する支援のため、甲及び乙の相互協力に関して必要な事項を定めるものとする。

### **(用語の定義)**

第2条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

### **(対象施設)**

第3条 対象施設については、山口県立熊毛南高等学校の屋内運動場とする。

2 その他、必要とされる付帯施設については、その都度甲の同意を要するものとする。

### **(避難所の開設)**

第4条 乙は、災害時において甲の管理する施設を避難所として開設する必要が生じた場合、甲に対して解錠を要請する。

### **(避難所の管理)**

第5条 避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

### **(経費の負担)**

第6条 乙は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

### **(原状回復義務)**

第7条 乙は、甲の管理する施設における避難所を閉鎖するときは、甲に報告するとともに施設を原状に復するものとする。

### **(連絡責任者)**

第8条 甲及び乙はこの協定に関する連絡責任者を事前に定め、双方とも相手方に報告するものとする。

2 連絡責任者に変更があった場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

(実施責任者)

第9条 この覚書に関する実施責任者は、甲においては校長、乙においては平生町災害対策本部長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年7月7日

甲 山口県立熊毛南高等学校  
校長 河脇繁人

乙 平生町長 山田健一

# **災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書**

平生町（以下「甲」という。）と山口県行政書士会（以下「乙」という。）は、山口県内に地震、風水害等の自然災害及びその他の大規模災害等が発生したとき（以下「災害時」という。）における、平生町民への被災者支援として実施する行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

## **(目的)**

第1条 この協定は、災害時において甲の要請に基づき乙が実施する支援可能な行政書士業務について、必要な事項を定める。

## **(行政書士の業務)**

第2条 甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務とする。

## **(被災者支援の要請)**

第3条 甲は寸災害時に被災者支援として行政書士業務を必要とするときは、乙に対し「災害時支援要請書（別記）」により、支援を要請するものとする。

## **(行政書士の派遣)**

第4条 乙は、前条による支援の要請を受けたときは、直ちに要請内容による行政書士業務を実施するための措置を行い、甲の要請場所に会員を派遣するものとする。

## **(要請による連絡調整)**

第5条 甲並びに乙は、連絡体制を整え被災者支援に支障のないように、常に連絡調整に努めるものとする。

## **(費用負担)**

第6条 第3条の規定に基づき第4条の行政書士の派遣に要する費用は、乙の負担とする。

2 行政書士の業務の実施に要する費用は、乙の負担とする。ただし、許認可申請等に添付する印紙代、諸証明交付手数料等の実費は、相談者（業務上の依頼者）の負担とする。

## **(損害への対応)**

第7条 この協定に基づく行政書士業務を行う際、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

(協定の期間)

第8条 この協定は、協定の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、この協定に甲乙双方から意思表示がないときは、1年間延長するものとする。以後も同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に、定めがない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定成立により、本協定書2通を作成し甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成25年12月13日

甲 平生町  
町長 山田 健一

乙 山口県行政書士会  
会長 杉山 久美子

## 防災活動への協力に関する協定書

平生町（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）とは、防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、町内において地震、風水害、その他の災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（1）甲が物資を調達する必要があると認めるときに、乙の保有する物資等を供給すること。

（2）乙の店舗であるマックスバリュ平生東店の駐車場を、被災者に対し、一次避難場所として提供すること。

### （要請手続き）

第2条 前条に掲げる要請は、原則として要請書（様式第1号）によるものとする。

ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から第1条に規定する要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

### （物資等の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他、甲が指定する物資

### （物資等の費用負担）

第5条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

### （物資等の運搬、引渡し）

第6条 物資等の引渡し場所（以下「当該場所」という。）は甲が指定するものとし、当該場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は当該場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書（様式第2号）により確認の上、物資等を引き取るものとする。

### （費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、物資等の引渡しが完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理したときは内容を確認し、遅滞なく費用の支払いを行うものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

(1) 甲及び乙が共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(2) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練

2 前項に規定する協力とは、物心両面によるものとする。

(連絡責任者)

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成19年2月1日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。ただし、乙が第1条(2)で掲げる店舗が閉店した場合、並びに、第4条に掲げる物資等を取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年2月1日

甲 山口県熊毛郡平生町大字平生町210番地の1

平生町長 山田 健一

乙 姫路市北条4丁目4番地

マックスバリュ西日本株式会社

代表取締役社長 藤本 昭

様式第1号（第2条関係）

年　月　日

マックスバリュ平生東店長 様

平 生 町 長

災害時における物資等の供給要請書

防災活動への協力に関する協定書第2条に基づき、次のとおり物資等の供給を要請します。

品 目	数 量	引渡し場所	備 考

担当 平生町災害策本部

課

担当者

様式第2号（第6条関係）

物資等納品書

年　月　日付け、災害時における物資等の供給要請書により、次の物資等を  
納品したことを確認いたします。

品　目	数　量	引渡し場所	備　考

年　月　日

マックスバリュ西日本株式会社

担当者

印

平　生　町

課

担当者

印

## 別表（第4条関係）

## 災害時の主な必要物資一覧表

種類	物資名
食器類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹼、洗濯石鹼（粉）、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター（使い捨てライター等）
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食糧	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	粉ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶

- (1) 応急食糧等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
- (2) 品目は上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

## 自動販売機設置協定書

平生町（以下甲という）とベル商事株式会社（以下乙という）とは甲の構内に乙の自動販売機（以下自販機という）を設置するにあたり下記のとおり協約する。

1. 乙は甲の構内に下記の自販機を設置する。

商品・機材の種類	台数	設置場所		設置年月日 (西暦)	売価	コンビニエンス コミッショ条件
		設置先名	住所			
サントリー缶・ペット	1台	平生町体育館	熊毛郡平生町大字平生村241-2	2006年10月25日	110～170円	15%
(緊急時飲料提供ベンダー)					電気代実費負担 1kwh=13円	
サントリー缶・ペット	1台	平生町スポーツセンター	熊毛郡平生町大字平生町197-4	2006年11月24日	110～170円	15%
(サントリーベンダー)					電気代実費負担 1kwh=25円	
サントリー商品	1台	阿多田交流館	熊毛郡平生町大字佐賀3900-14	2006年10月6日	110～170円	10%
(サントリーベンダー)					電気代実費負担 1kwh=28円	

2. 乙は、自動販売機の設置にあたっては、別途甲の行政財産使用許可を受けるものとする。

3. 自販機の管理、保全、原材料の補填、代金の回収は乙が行う、また自販機の円滑な運転を図るため甲、乙がお互いに協力するものとし自販機の損壊、盗難事故、その他異常を発見した時は遅滞なくこれを乙に通知しなければならない。

4. 自販機の売上代金は乙に属しその計算期間は毎月1日から月末までとする。甲へのリベート支払いは翌月までに甲の指定する口座に振り込むものとする。

5. 自販機の種類・台数、及び設置場所は相互協議の上変更することができる。

6. 本協約の有効期限は協約後満2ヶ年とする。但し期間満了後においても相互の特別の意思表示がない場合、本協約は更に1ヶ年自動延長される。以降もこの例による。

7. 本契約に定めない事故が発生した場合、甲乙協議の上定める事とする。

### 特約事項

設置条件として乙は災害時用備蓄飲料水として天然水（2ℓ×6本入）を以下の数量、設置場所に協賛する。

平生町体育館 15ケース（90本）

平生町スポーツセンター 15ケース（90本）

阿多田交流館 10ケース（60本）

上記協約の証として本書2通を作成し、各自署名捺印の上各自1通を保持する。

平成21年3月16日

(甲) 社名 平生町  
住所 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1  
責任者名 平生町長 山田健一

(乙) ベル商事株式会社  
山口県防府市大字新田1692-1  
代表取締役 福森健二

## 覚書

災害時における飲料水等の提供について、平生町（以下「甲」という。）とベル商事株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり覚書を交換した。

### （商品及び飲料水の提供）

第1条 甲は、地震、台風等で避難場所に避難する者（自主避難者を含む。）がある場合、乙が平生町体育館に設置している緊急時飲料提供ベンダー（自動販売機）から無償で商品の提供を乙から受けて、配布することができる。

第2条 甲は、避難場所において、飲料水が不足する事態が発生したとき、乙に対し、さらなる支援を要望できるものとし、乙は、その要望が妥当であると判断した場合に限り、甲に対し天然水（2ℓペットボトル30本）を無償で追加提供する。

第3条 自動販売機設置契約書の特約事項記載の乙が提供する天然水（飲料水）は、2年間で更新するものとする。

以上のとおり覚書を交換した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年3月16日

（甲） 住所 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1  
平生町  
平生町長 山田 健一

（乙） 住所 山口県防府市大字新田1692-1  
ベル商事株式会社  
代表取締役 福森 健二

# 災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書

平生町（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

## （連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電範囲
- (6) 停電復旧時刻

## （連絡体制）

第2条 甲および乙は、相互連絡を円滑に行うため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

## （協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請事項に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による住民への周知
- (2) 防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- (3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (4) 避難所へ避難された住民への周知
- (5) 住民からの問い合わせ対応
- (6) 道路等の被災・復旧状況の情報提供

## （連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、乙と協議の上、対応するものとする。

- (1) 土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- (2) 除雪対応状況の情報提供
- (3) 停電復旧に必要な箇所の優先的な除雪
- (4) 停電復旧に必要な土地の貸与
- (5) 停電復旧に支障となる、がれき、車両およびその他の物件の優先撤去

(6) 停電復旧対応者の宿泊・休憩場所（公共施設等）の提供

2 乙は、次に掲げる甲からの要請事項に関して、甲と協議の上、対応するものとする。

(1) 災害復旧活動に必要な土地の貸与

(2) 災害復旧の中核となる甲が管理・所有する施設への電力供給設備の優先復旧

(要員派遣)

第5条 大規模災害発生時に、甲から要請された場合または乙から派遣すべきと判断した場合に、乙は甲への要員派遣を行うものとする。要員派遣の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

なお、派遣にあたっては、災害の発生状況を鑑み、甲および乙が協議の上、決定するものとする。

(防災訓練)

第6条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

(取扱いの変更)

第7条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第8条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第9条 この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

2020年4月1日

甲 平生町

平生町長 浅本 邦裕

乙 柳井市古開作字東条685番地11

中国電力ネットワーク株式会社

柳井ネットワークセンター

所長 数井 弘幸

# 災害時等における応急対策の協力に関する協定

平生町（以下「甲」という。）と有限会社カーアシスト・吉田（以下「乙」という。）とは、災害時等における被災者の救助、障害物の除去等に関する応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、平生町内において、地震、風水害、大火災等の災害及びその他の事故等の災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）、乙が所有するレッカー車両を使用し、被災者の救助や防災活動上必要な障害物の除去等の応急対策業務の協力（以下「協力」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

## （出動の要請）

第2条 甲は、乙に対して協力要請を行うときは、次に掲げる事項を明示して電話等により協力を要請するものとする。

- (1) 災害等種別、発生場所及びその概要
- (2) 必要とする車両数
- (3) その他必要な事項

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、速やかに乙が所有する車両を出動させるものとする。ただし、甲による協力の要請は、乙に協力その他の義務を発生させるものではない。  
(業務の終了)

第3条 この協定による協力の終了は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 甲が、応急対策業務の終了を告げたとき
- (2) 乙の都合により、協力の続行が不可能となったとき

## （活動状況の連絡）

第4条 乙は、出動車両が乙の事業所に帰還した後、速やかに次の事項を甲に連絡するものとする。

- (1) 出動車両数等（人員・車両数及び車両の種類）
- (2) 活動時間及び往復経路
- (3) 活動内容
- (4) その他必要な事項

## （訓練）

第5条 甲と乙合同で、定期又は隨時に訓練を行うものとする。

(費用負担)

第6条 協力により乙にかかる経費及び損害は、次条に定める場合を除き乙が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(損害補償等)

第7条 この協定の実施に伴う乙の社員及び第三者が被った損害に対する補償は、次に定めるところによる。

(1) 乙の社員が、協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合で、当該協力行為が法令に定める要件に該当するとき 甲の負担

(2) 乙が出動途上又は帰還中に第三者に与えた損害 乙の負担

(損害補償事案の速報及び書類提出)

第8条 乙は、第7条第1号に基づき甲が損害補償を負担することとなる事案が発生したときは速やかに甲に連絡するとともに、甲の求めに応じ必要な書類等を提出するものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は協力において知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。協定の解除後も同様とする。

(疑義の措置)

第10条 この協定に定めがない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ解決を図るものとする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通保有するものとする。

平成25年6月21日

甲 平生町大字平生町210-1

平生町長 山田 健一

乙 山口県熊毛郡平生町大字平生町551番地の11

有限会社 カーアシスト・吉田

代表取締役 吉田 和人

# 災害時における災害救助物資確保に関する協定

平生町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープやまぐち（以下「乙」という。）とは、平生町に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して、町民生活の早期安定を図るため、災害救助物資の調達及び供給等に関して、この協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う災害時における災害救助物資の調達業務に対する乙の協力に關し、必要な事項を定めるものとする。

## （要請）

第2条 甲は、災害時における災害救助物資の確保を図るため、災害救助物資を調達する必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

## （報告）

第3条 甲は、この協定に基づく災害救助物資の確保が円滑に行われるため、必要と認めた場合は、乙に対し災害救助物資等の確保可能数量等の報告を求めることができるものとする。

## （連絡窓口）

第4条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務課長とし、乙においては管理部チーフマネジャーとする。

## （協力）

第5条 乙は、甲から要請を受けた時は、災害救助物資の供給に可能な限り協力するものとする。

## （災害救助物資の種類）

第6条 甲がこの協定に基づき、乙から供給を受ける災害救助物資は、別紙1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議の上、供給する災害救助物資を指定できるものとする。

## （要請方法）

第7条 甲の乙に対する要請方法は文書によるものとする。ただし、緊急を要する時又は文書によることが困難なときは、口頭又は電話等の方法により要請し、事後文書を提出するものとする。

(運搬)

第8条 災害救助物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(引き取り)

第9条 災害救助物資の引き渡し場所は、甲乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

(費用弁償)

第10条 この協定に基づき、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が災害救助物資の供給・運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、災害直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲乙いずれよりも異議の申出がない限り、更に1年間延長され、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が誠意をもって協議し、円満解決を図るものとする。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年8月26日

甲 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1  
平生町

平生町長 山田 健一

乙 山口県山口市小郡上郷901-21  
生活協同組合コープやまぐち

代表理事理事長 岡崎 悟

## 別 紙 1

### 生活協同組合コープやまぐち災害時取扱い物資

#### 1. 食器類

紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿

#### 2. 日用雑貨

チリ紙、ティッシュ、石鹼、洗濯石鹼（粉）、紙オムツ、歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品、ウェットティッシュ、ライター（使い捨てライター等）、マスク

#### 3. 光熱材料

卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク

#### 4. 食料

米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜、粉ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース、マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶

# 災害時における物資の供給に関する協定

平生町（以下「甲」という。）と山口県L Pガス協会柳井支部（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給について、次の通り協定を締結した。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の円滑な調達を確保するため、甲が乙から受ける災害時における物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

## （協力の要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
  - (2) 町外において発生した災害に係る救助のため、国、県又は他の市町から物資の調達のあっせんを要請されたとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、緊急に物資の調達が必要となったとき。
- 2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請することができる。
- 3 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、当該要請後、速やかに文書を提出するものとする。
- 4 乙は、甲から第1項の要請を受けたときは、物資の優先供給、運搬その他の事項に積極的に協力するものとする。

## （物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) L Pガス
- (2) その他甲が必要とする物資

## （物資の引渡し）

第4条 物資の引渡しは、甲乙調整の上決定した場所において行うものとし、甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(物資の価格)

第5条 物資の取引価格は、災害発生時前における適正な価格（乙が引渡しのための輸送を行った場合は、輸送費を含む。）とすることを基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第6条 乙が甲に供給した物資の代金については、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項に基づき請求があったときは、乙に対して速やかに代金を支払うものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからもこの協定の解除について意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月2日

甲 平生町

平生町長 山田 健一

乙 山口県LPG協会 柳井支部

支部長 古谷 征美

# 災害時における物資供給に関する協定書

山口県平生町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

## （協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

## （供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

## （調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

## （要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

## （物資供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

## （引渡し等）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月4日

山口県熊毛郡平生町大字平生町210番地の1

甲

平生町長 山田 健一

新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙 NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧 雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛星用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

## 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

### （用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

### （通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理するものとする。

### （屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めるものとする。

2 屋内配線、保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則、甲が負担するものとする。

### （特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所・回線数等の必要な情報は、別紙1「避難所特設公衆電話一覧表」に定め、甲乙互いに保管するものとする。なお、保管に当たっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別紙2「情報管理責任者通知書」に定めて相互に通知するものとする。

### （特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

### （定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙3「特設公衆電話の定期試験仕様書」に定める接続試験を実施するものとする。

### （故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、乙が決定するものとし、甲は、特設公衆電話を速やかに開設し、被災者、帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲乙互いに連絡が取れない場合は、甲の判断により利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合は、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

- 2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成26年12月22日

甲 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1  
平生町  
平生町長 山田健一 印

乙 山口県山口市熊野町4番5号  
西日本電信電話株式会社  
山口支店長 潮崎浩則 印

# 交流推進及び災害時相互応援に関する協定書

鳥取県北栄町、島根県邑南町、岡山県久米南町、広島県坂町及び山口県平生町（以下「関係5町」という。）は、中国五県の各町村会長としての活動・交流などを通じて深まった縁を、さらに幅広い分野で連携を深めたいとの思いを共有したことから、交流の推進及び災害時の相互応援に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、関係5町において、今後幅広い分野で交流を推進していくとともに、近年頻発する災害時において相互応援することにより、人口減少社会の到来という厳しい社会情勢に向けて連携を深めていくことを目的とする。

## （協定の対象）

第2条 関係5町は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協定の対象とし、相互の連携を深めるものとする。

- (1) 幅広い分野での交流の推進に関すること。
- (2) 災害時における相互応援に関すること。
- (3) その他関係5町で協議して定めること。

## （交流の推進）

第3条 関係5町は、交流の推進に向けて、情報の提供・交換・共有を行うなど、その機運の醸成に努めるものとする。

2 関係5町は、協議により、特に交流を推進する分野を定めることができる。

## （災害時の相互応援）

第4条 関係5町は、災害を受けた自治体から要請があった場合は、被災自治体に対する物的・人的な支援に努めるものとする。

2 支援の内容、経費の負担など支援の実施に必要な事項については、その都度、関係団体の協議により定める。

## （協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、関係5町が協議して定める。

この協定締結の証として、本協定書5通を作成し、関係5町の代表者が署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年3月26日

鳥取県北栄町長 松本昭夫

島根県邑南町長 石橋良治

岡山県久米南町長 河島建一

広島県坂町長 吉田隆行

山口県平生町長 山田健一

立会人 全国町村会会长 藤原忠彦

# 平生町と株式会社丸久との地域活性化包括連携協定

平生町（以下「甲」という）と株式会社丸久（以下「乙」という）は、地域の活性化及び町民サービスの向上を図るため、以下のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携の下、甲が進める地域活性化に関する施策に協働で取り組むことにより、町民の暮らしやすいまちづくりの実現を図ることを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について連携し取り組むものとする。

- (1) 地産・地消の推進及び平生産農林水産物・加工品等の開発・販売に関すること
- (2) 町政情報の発信に関すること
- (3) 健康増進及び食育に関すること
- (4) 子ども及び青少年育成に関すること
- (5) 高齢者及び障がい者への支援に関すること
- (6) 地域や暮らしの安全・安心及び災害対策に関すること
- (7) 環境問題の対策に関すること
- (8) 観光・文化及びスポーツの振興に関すること
- (9) その他、地域の活性化及び住民サービスの向上に関すること

## （具体的取組）

第3条 前条各号に定める事項を効果的に促進するための具体的取組については、甲乙協議の上実施するものとする。

## （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1か月前までに甲または乙のいずれからも解約の申し出がない場合は、この期間は更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

## （協定の見直し）

第5条 甲または乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出た時は、その都度協議の上、変更を行うものとする。

## （守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定による取組みの実施に当って知り得た個人情報を、甲または乙の承諾なしに他に漏らしてはならない。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めの無い事項または本協定に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自1通を保有する。

平成28年9月14日

甲 山口県熊毛郡平生町大字平生町210番地の1  
平生町  
平生町長 山田健一 印

乙 山口県防府市大字江泊1936番地  
株式会社丸久  
代表取締役社長 田中康雄 印

# ドローンを活用した地域活性化包括連携協定

平生町（以下「甲」という。）と山口県産業ドローン協会（以下「乙」という。）は、ドローンの活用により地域活性化を図ることについて、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携して、ドローンの活用に関する先進的な取組みを実施することにより、地域及び行政の課題解決等を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

## （連携事項）

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、甲乙連携して取り組むものとする。

- (1) 災害対応及び防災対策に関すること
- (2) 有害鳥獣対策に関すること
- (3) ドローンの活用に向けた環境整備及び人材育成に関すること
- (4) その他地域及び行政の課題解決に向けた取組みに関すること

## （具体的な取組み）

第3条 前条の連携事項を推進するための具体的な取組内容等については、甲乙協議の上定めるものとする。

## （活動協力）

第4条 甲は、乙が第2条の連携事項を推進するために平生町内において行う訓練、講習及び技術実証等の活動に対し、実施場所の提供等の協力及び支援等に努めるものとする。

## （費用負担）

第5条 乙が第2条の連携事項を推進するための活動（以下「連携活動」という。）に要した費用の算出及び負担については、甲乙協議の上定めるものとする。

## （緊急時における活動）

第6条 甲は、災害等緊急性のある事案が発生し、被害拡大の防止等のために必要と認めたときは、乙に対し、状況把握等の応急活動を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請は、文書（別記様式）で行う。ただし、文書による時間的余裕のないときは、口頭により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。
- 3 甲は、乙に対し第1項に基づく要請を行ったときは、速やかに契約を締結するものとする。

## （損害発生時の対応及び処置）

第7条 本協定に基づく活動の実施に伴い、甲乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたときは、その対応及び処置について、甲乙協議の上行うものとする。

(情報保護)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく連携活動において知り得た情報を連携活動以外の目的をもって使用してはならず、事前に相手方の承諾を得た情報以外の情報を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までの期間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から特段の申出がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 本協定に定めのない事項、又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月9日

甲 山口県熊毛郡平生町大字平生町210番地の1  
平生町  
平生町長 山田 健一

乙 山口県下松市桜町1丁目6番5号  
山口県産業ドローン協会  
会長 池田 隆志

# **株式会社レノファ山口、イオングループ及びホームタウン自治体との 「オール山口Jリーグで地方創生、まちづくりパートナーシップ包括連 携」に関する協定書**

株式会社レノファ山口（以下「甲」という。）、マックスバリュ西日本株式会社を代表とするイオングループ（以下「乙」という。）、及びホームタウン自治体（以下「丙」という。）は、公益社団法人日本プロサッカーリーグを立会人として、山口県内における「まち・ひと・しごと」の創生に係る取組に関して、以下のとおり包括的な連携と協力に関する協定を締結する。

## **(目的)**

**第1条** この協定は、山口県内における持続的発展や活性化を企図したまちづくりに資するため、甲、乙及び丙が相互に情報や意見の交換に努め、協働により取り組むことが可能な事項について緊密に連携し協力することを目的とする。

## **(連携内容)**

**第2条** 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について必要に応じ、連携・協力する。

- (1) スポーツ・文化の振興に関すること。
- (2) 子育て支援及び青少年の健全育成に関すること。
- (3) 商業・観光の振興に関すること。
- (4) 健康増進、食育及び食の安全に関すること。
- (5) 地産地消の推進、オリジナル產品の開発及び販売に関すること。
- (6) ICカード等の活用による地域振興に関すること。
- (7) 高齢者・障がい者の支援に関すること。
- (8) くらしの安全・安心に関すること。
- (9) 地域防災に関すること。
- (10) 県政・市政・町政情報の発信に関すること。
- (11) 山口ゆめ花博など明治150年プロジェクトの推進に関すること。
- (12) その他地域の活性化及び住みよいまちづくりに関すること。

2 甲、乙及び丙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

## **(協定内容の変更)**

**第3条** 甲、乙及び丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出た時は、その都度協議の上、変更するものとする。

## **(有効期間)**

**第4条** この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙及び丙が書面により申し出を行わない時は、有効期間が満了する日から1年間は更新するものとし、その後も同様とする。

## **(情報保護)**

**第5条** 甲、乙及び丙並びに立会人は、協働による取組に当たって知り得た情報をこの協定の期間中はもとより協定の終了後も第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の了承を得た場合又は法令により開示を求められた場合はこの限りではない。

(その他)

第6条 甲、乙及び丙並びに立会人は、この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項について  
は、その都度協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本通23通を作成し、甲、乙及び丙並びに立会人それぞれ  
署名の上、各1通を保有する。

平成29年（2017年）5月13日

**【甲】**

株式会社レノファ山口

代表取締役社長

河村 孝

**【乙】**

イオングループ代表 マックスバリュ西日本株式会社

代表取締役社長

加栗 章男

**【丙】**

山口県知事

村岡 嗣政

下関市長

前田 晋太郎

宇部市長

久保田 后子

周南市長

木村 健一郎

萩市長

藤道 健二

岩国市長

福田 良彦

長門市長

大西 倉雄

周防大島町長

椎木 巧

上関町長

柏原 重海

平生町長

山田 健一

**【立会人】**

公益社団法人日本プロサッカーリーグ

チエアマン

村井 満

山口市

渡辺 純忠

山陽小野田市長

藤田 剛二

防府市長

松浦 正人

美祢市長

西岡 晃

下松市長

國井 益雄

光市長

市川 熙

柳井市長

井原 健太郎

和木町長

米本 正明

田布施町長

長信 正治

阿武町長

花田 憲彦

# 大規模災害時における広域応援の実施に関する覚書

山口県、山口県市長会及び山口県町村会は、大規模災害により被災した都道府県及び市区町村（以下「被災県等」という。）の応援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり覚書を締結する。

## (趣旨)

第1条 この覚書は、山口県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等からの要請に基づき、県及び県内市町が共同で応援を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

## (応援の内容)

第2条 この覚書により、県及び県内市町が共同で行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害応援に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) その他、特に要請のあった事項

## (応援の調整)

第3条 県は、被災県等から応援の要請があった場合は、速やかに、応援可能な市町と調整を行った上で、県の応援も含めた応援計画を被災県等に通知するものとする。

## (情報の収集)

第4条 県は、被災県等との連絡調整を行うため、必要に応じ、職員を被災県等に派遣し、情報収集を行うとともに、応援の実施に必要となる事項を県内市町に連絡するものとする。

## (他の協定との関係)

第5条 この覚書は、県又は県内市町が別に締結する災害時の応援に係る他の協定等を妨げるものではない。

## (その他)

第6条 この覚書の実施に関し必要な事項及びこの覚書に定めのない事項については、県及び県内市町が協議して定めるものとする。

以上のとおり覚書を締結したことを証するため、この覚書を3通作成し、各自が記名押印の上、各1通を所持する。

平成29年11月14日

山口県知事

村岡嗣政

山口県市長会 会長 福田良彦

山口県町村会 会長 山田健一

# 災害時における要配慮者の受入れに関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と社会福祉法人うちうみ会（以下「乙」という。）は、災害時における要配慮者の受入れに関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、平生町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合に甲が指定する避難所（以下「指定避難所」という。）での避難生活が困難な在宅の要配慮者を、乙が運営する施設に対し緊急一時的な受入れの協力を要請するにあたり、必要な事項を定める。

## （要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者とは、次に掲げる者のうち指定避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

- (1) 在宅の寝たきり高齢者、認知症高齢者や障がい者
- (2) 上記に準じる者

## （受入れの要請及び受託）

第3条 甲は、指定避難所では対応が困難な要配慮者（以下「避難者」という。）の二次的避難場所として、次条に掲げる施設での受入れを要請することができるものとする。

2 乙は、甲から受入れの要請を受けたときは、できる限り受託するよう努めるものとする。

## （避難施設）

第4条 避難者の緊急一時的な受入れを行う施設（以下「避難施設」という。）は次に掲げる施設とする。

施設名特別養護老人ホームつつじ苑

所在地平生町大字曾根10126-2

施設名養護老人ホーム寿海苑

所在地平生町大字曾根10126-2

## （手続き等）

第5条 甲は、避難者の受入れについて乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話などで確認したうえ、次に掲げる事項を記載した書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- (3) 担当職員の氏名及び連絡先
- (4) その他必要な事項

(避難者の移送)

第6条 避難施設への避難者の移送は、甲が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は乙に協力を求めることができる。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、避難者に係る日常生活用品、食糧等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が避難者を適切に介護等できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき、乙が避難者の緊急受入れを実施した場合に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第9条 甲は、平常時から避難施設における受入れ可能人数の把握に努めるものとする。

(連携体制の整備)

第10条 甲は、避難施設との円滑な連携を図るため、担当職員を定め、避難施設との連絡、調整にあたらせるものとする。

2 甲と乙は、災害時の連絡、活動支援など相互の連携体制を毎年確認するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月1日

甲 平生町大字平生町210-1  
平生町  
平生町長 浅本邦裕

乙 平生町大字曾根10126-2  
社会福祉法人うちうみ会  
理事長 内海健夫

# 災害時における要配慮者の受入れに関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と社会福祉法人平生町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における要配慮者の受入れに関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、平生町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合に甲が指定する避難所（以下「指定避難所」という。）での避難生活が困難な在宅の要配慮者を、乙が運営する施設に対し緊急一時的な受入れの協力を要請するにあたり、必要な事項を定める。

## （要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者とは、次に掲げる者のうち指定避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

- (1) 在宅の寝たきり高齢者、認知症高齢者や障がい者
- (2) 上記に準じる者

## （受入れの要請及び受託）

第3条 甲は、指定避難所では対応が困難な要配慮者（以下「避難者」という。）の二次的避難場所として、次条に掲げる施設での受入れを要請することができるものとする。

2 乙は、甲から受入れの要請を受けたときは、できる限り受託するよう努めるものとする。

## （避難施設）

第4条 避難者の緊急一時的な受入れを行う施設（以下「避難施設」という。）は次に掲げる施設とする。

施設名ひらお・みんなの家

所在地平生町大字平生村618-2

## （手続き等）

第5条 甲は、避難者の受入れについて乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話などで確認したうえ、次に掲げる事項を記載した書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- (3) 担当職員の氏名及び連絡先
- (4) その他必要な事項

## （避難者の移送）

第6条 避難施設への避難者の移送は、甲が行うものとする。ただし、特別に配慮する

必要があると認められる場合は、甲は乙に協力を求めることができる。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、避難者に係る日常生活用品、食糧等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が避難者を適切に介護等できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき、乙が避難者の緊急受入れを実施した場合に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第9条 甲は、平常時から避難施設における受入れ可能人数の把握に努めるものとする。  
(連携体制の整備)

第10条 甲は、避難施設との円滑な連携を図るため、担当職員を定め、避難施設との連絡、調整にあたらせるものとする。

2 甲と乙は、災害時の連絡、活動支援など相互の連携体制を毎年確認するものとする。  
(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月1日

甲 平生町大字平生町210-1

平生町

平生町長 浅本邦裕

乙 平生町大字平生村618-2

社会福祉法人平生町社会福祉協議会

会長 高木哲夫

# 災害時における要配慮者の受入れに関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と社会福祉法人幸寿会（以下「乙」という。）は、災害時における要配慮者の受入れに関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、平生町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合に甲が指定する避難所（以下「指定避難所」という。）での避難生活が困難な在宅の要配慮者を、乙が運営する施設に対し緊急一時的な受入れの協力を要請するにあたり、必要な事項を定める。

## （要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者とは、次に掲げる者のうち指定避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

- （1）在宅の寝たきり高齢者、認知症高齢者や障がい者
- （2）上記に準じる者

## （受入れの要請及び受託）

第3条 甲は、指定避難所では対応が困難な要配慮者（以下「避難者」という。）の二次的避難場所として、次条に掲げる施設での受入れを要請することができるものとする。

2 乙は、甲から受入れの要請を受けたときは、できる限り受託するよう努めるものとする。

## （避難施設）

第4条 避難者の緊急一時的な受入れを行う施設（以下「避難施設」という。）は次に掲げる施設とする。

施設名ケアハウスサンガーデン

所在地平生町大字平生町5-17

施設名サービス付き高齢者向け住宅サンコート

所在地平生町大字平生町5-56

## （手続き等）

第5条 甲は、避難者の受入れについて乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話などで確認したうえ、次に掲げる事項を記載した書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- （1）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- （3）担当職員の氏名及び連絡先
- （4）その他必要な事項

## （避難者の移送）

第6条 避難施設への避難者の移送は、甲が行うものとする。ただし、特別に配慮する

必要があると認められる場合は、甲は乙に協力を求めることができる。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、避難者に係る日常生活用品、食糧等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が避難者を適切に介護等できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき、乙が避難者の緊急受入れを実施した場合に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第9条 甲は、平常時から避難施設における受入れ可能人数の把握に努めるものとする。  
(連携体制の整備)

第10条 甲は、避難施設との円滑な連携を図るため、担当職員を定め、避難施設との連絡、調整にあたらせるものとする。

2 甲と乙は、災害時の連絡、活動支援など相互の連携体制を毎年確認するものとする。  
(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月1日

甲 平生町大字平生町210-1

平生町

平生町長 浅本邦裕

乙 平生町大字平生町5-17

社会福祉法人幸寿会

理事長 富田克敏

# 災害時における要配慮者の受入れに関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と医療法人光輝会（以下「乙」という。）は、災害時における要配慮者の受入れに関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、平生町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合に甲が指定する避難所（以下「指定避難所」という。）での避難生活が困難な在宅の要配慮者を、乙が運営する施設に対し緊急一時的な受入れの協力を要請するにあたり、必要な事項を定める。

## （要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者とは、次に掲げる者のうち指定避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

- （1）在宅の寝たきり高齢者、認知症高齢者や障がい者
- （2）上記に準じる者

## （受入れの要請及び受託）

第3条 甲は、指定避難所では対応が困難な要配慮者（以下「避難者」という。）の二次的避難場所として、次条に掲げる施設での受入れを要請することができるものとする。

2 乙は、甲から受入れの要請を受けたときは、できる限り受託するよう努めるものとする。

## （避難施設）

第4条 避難者の緊急一時的な受入れを行う施設（以下「避難施設」という。）は次に掲げる施設とする。

施設名光輝病院

所在地平生町大字佐賀10002-77

## （手続き等）

第5条 甲は、避難者の受入れについて乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話などで確認したうえ、次に掲げる事項を記載した書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- （1）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- （3）担当職員の氏名及び連絡先
- （4）その他必要な事項

## （避難者の移送）

第6条 避難施設への避難者の移送は、甲が行うものとする。ただし、特別に配慮する必要があると認められる場合は、甲は乙に協力を求めることができる。

## （物資の調達及び介護支援者の確保）

第7条 甲は、避難者に係る日常生活用品、食糧等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が避難者を適切に介護等できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき、乙が避難者の緊急受入れを実施した場合に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第9条 甲は、平常時から避難施設における受入れ可能人数の把握に努めるものとする。  
(連携体制の整備)

第10条 甲は、避難施設との円滑な連携を図るため、担当職員を定め、避難施設との連絡、調整にあたらせるものとする。

2 甲と乙は、災害時の連絡、活動支援など相互の連携体制を毎年確認するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月1日

甲 平生町大字平生町210-1  
平生町  
平生町長 浅本邦裕

乙 平生町大字佐賀10002-77  
医療法人光輝会  
理事長 重富雄哉

# 災害時における要配慮者の受入れに関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と医療法人松栄会（以下「乙」という。）は、災害時における要配慮者の受入れに関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、平生町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合に甲が指定する避難所（以下「指定避難所」という。）での避難生活が困難な在宅の要配慮者を、乙が運営する施設に対し緊急一時的な受入れの協力を要請するにあたり、必要な事項を定める。

## （要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者とは、次に掲げる者のうち指定避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

- (1) 在宅の寝たきり高齢者、認知症高齢者や障がい者
- (2) 上記に準じる者

## （受入れの要請及び受託）

第3条 甲は、指定避難所では対応が困難な要配慮者（以下「避難者」という。）の二次的避難場所として、次条に掲げる施設での受入れを要請することができるものとする。

2 乙は、甲から受入れの要請を受けたときは、できる限り受託するよう努めるものとする。

## （避難施設）

第4条 避難者の緊急一時的な受入れを行う施設（以下「避難施設」という。）は次に掲げる施設とする。

施設名介護老人保健施設なでしこ

所在地平生町大字平生村895

## （手続き等）

第5条 甲は、避難者の受入れについて乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話などで確認したうえ、次に掲げる事項を記載した書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- (3) 担当職員の氏名及び連絡先
- (4) その他必要な事項

## （避難者の移送）

第6条 避難施設への避難者の移送は、甲が行うものとする。ただし、特別に配慮する

必要があると認められる場合は、甲は乙に協力を求めることができる。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、避難者に係る日常生活用品、食糧等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が避難者を適切に介護等できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき、乙が避難者の緊急受入れを実施した場合に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第9条 甲は、平常時から避難施設における受入れ可能人数の把握に努めるものとする。  
(連携体制の整備)

第10条 甲は、避難施設との円滑な連携を図るため、担当職員を定め、避難施設との連絡、調整にあたらせるものとする。

2 甲と乙は、災害時の連絡、活動支援など相互の連携体制を毎年確認するものとする。  
(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月1日

甲 平生町大字平生町210-1

平生町

平生町長 浅本邦裕

乙 柳井市大字余田3626-2

医療法人松栄会

理事長 坂本達哉

# 災害時における要配慮者の受入れに関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と有限会社長安工業（以下「乙」という。）は、災害時における要配慮者の受入れに関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、平生町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合に甲が指定する避難所（以下「指定避難所」という。）での避難生活が困難な在宅の要配慮者を、乙が運営する施設に対し緊急一時的な受入れの協力を要請するにあたり、必要な事項を定める。

## （要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者とは、次に掲げる者のうち指定避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

- (1) 在宅の寝たきり高齢者、認知症高齢者や障がい者
- (2) 上記に準じる者

## （受入れの要請及び受託）

第3条 甲は、指定避難所では対応が困難な要配慮者（以下「避難者」という。）の二次的避難場所として、次条に掲げる施設での受入れを要請することができるものとする。

2 乙は、甲から受入れの要請を受けたときは、できる限り受託するよう努めるものとする。

## （避難施設）

第4条 避難者の緊急一時的な受入れを行う施設（以下「避難施設」という。）は次に掲げる施設とする。

施設名グループホームさんぽみち

所在地平生町大字平生村862-2

## （手続き等）

第5条 甲は、避難者の受入れについて乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話などで確認したうえ、次に掲げる事項を記載した書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- (3) 担当職員の氏名及び連絡先
- (4) その他必要な事項

## （避難者の移送）

第6条 避難施設への避難者の移送は、甲が行うものとする。ただし、特別に配慮する

必要があると認められる場合は、甲は乙に協力を求めることができる。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、避難者に係る日常生活用品、食糧等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が避難者を適切に介護等できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき、乙が避難者の緊急受入れを実施した場合に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第9条 甲は、平常時から避難施設における受入れ可能人数の把握に努めるものとする。  
(連携体制の整備)

第10条 甲は、避難施設との円滑な連携を図るため、担当職員を定め、避難施設との連絡、調整にあたらせるものとする。

2 甲と乙は、災害時の連絡、活動支援など相互の連携体制を毎年確認するものとする。  
(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月1日

甲 平生町大字平生町210-1

平生町

平生町長 浅本邦裕

乙 平生町大字平生村862-2

有限会社長安工業

代表取締役 長安秀明

# 災害時における要配慮者の受入れに関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と有限会社皇座山（以下「乙」という。）は、災害時における要配慮者の受入れに関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、平生町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合に甲が指定する避難所（以下「指定避難所」という。）での避難生活が困難な在宅の要配慮者を、乙が運営する施設に対し緊急一時的な受入れの協力を要請するにあたり、必要な事項を定める。

## （要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者とは、次に掲げる者のうち指定避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

- (1) 在宅の寝たきり高齢者、認知症高齢者や障がい者
- (2) 上記に準じる者

## （受入れの要請及び受託）

第3条 甲は、指定避難所では対応が困難な要配慮者（以下「避難者」という。）の二次的避難場所として、次条に掲げる施設での受入れを要請することができるものとする。

2 乙は、甲から受入れの要請を受けたときは、できる限り受託するよう努めるものとする。

## （避難施設）

第4条 避難者の緊急一時的な受入れを行う施設（以下「避難施設」という。）は次に掲げる施設とする。

施設名上関温泉デイサービス俱楽部

所在地平生町大字尾国 20-1

## （手続き等）

第5条 甲は、避難者の受入れについて乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話などで確認したうえ、次に掲げる事項を記載した書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- (3) 担当職員の氏名及び連絡先
- (4) その他必要な事項

## （避難者の移送）

第6条 避難施設への避難者の移送は、甲が行うものとする。ただし、特別に配慮する

必要があると認められる場合は、甲は乙に協力を求めることができる。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、避難者に係る日常生活用品、食糧等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が避難者を適切に介護等できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき、乙が避難者の緊急受入れを実施した場合に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第9条 甲は、平常時から避難施設における受入れ可能人数の把握に努めるものとする。  
(連携体制の整備)

第10条 甲は、避難施設との円滑な連携を図るため、担当職員を定め、避難施設との連絡、調整にあたらせるものとする。

2 甲と乙は、災害時の連絡、活動支援など相互の連携体制を毎年確認するものとする。  
(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月1日

甲 平生町大字平生町210-1

平生町

平生町長 浅本邦裕

乙 平生町大字尾国20-1

有限会社皇座山

社長 森脇弘司

# 災害時における福祉避難所等への人材派遣に関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と社会福祉法人平生町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、福祉避難所等への人材派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、平生町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合に要配慮者の福祉避難所等での生活に支障が生じないよう、介護等に従事する人材を派遣することに關し必要な事項を定めるものとする。

## （要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者とは、次に掲げる者のうち避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

- (1) 在宅の寝たきり高齢者、認知症高齢者や障がい者
- (2) 上記に準じる者

## （福祉避難所等）

第3条 福祉避難所等とは、災害時において要配慮者を受け入れる二次的避難所及び甲が指定する避難所（一次避難所）に設置される要配慮者のためのスペース（室）をいう。

## （派遣要請）

第4条 甲は、福祉避難所等を開設し、要配慮者への介護等の必要が生じた場合は、乙に対し看護師及び介護員等の必要な人材の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、できる限り受託するよう努めるものとする。

## （手続き等）

第5条 甲は、人材の派遣を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認したうえ、次に掲げる事項を記載した書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 派遣を要請する人材の種別と人数
- (2) 派遣先福祉避難所等
- (3) 担当職員の氏名及び連絡先
- (4) その他必要な事項

2 乙は、前項の要請があった場合は、速やかに派遣体制を整え、準備が完了した時点で甲に連絡する。

## （業務内容）

第6条 甲が、乙に要請する業務は、身体介護や生活援助等とし、福祉避難所等の管理者の指示のもと従事するものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が福祉避難所等に人材を派遣した場合に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(連携体制の整備)

第8条 甲は、乙との円滑な連携を図るため、担当職員を定め、連絡、調整にあたらせるものとする。

2 甲と乙は、災害時の連絡、活動支援など相互の連携体制を毎年確認するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月1日

甲 平生町大字平生町210-1  
平生町  
平生町長 浅本邦裕

乙 平生町大字平生村618-2  
社会福祉法人平生町社会福祉協議会  
会長 高木哲夫

# 災害時における福祉避難所等への人材派遣に関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と社会福祉法人幸寿会（以下「乙」という。）は、福祉避難所等への人材派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、平生町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合に要配慮者の福祉避難所等での生活に支障が生じないよう、介護等に従事する人材を派遣することに關し必要な事項を定めるものとする。

## （要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者とは、次に掲げる者のうち避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

- (1) 在宅の寝たきり高齢者、認知症高齢者や障がい者
- (2) 上記に準じる者

## （福祉避難所等）

第3条 福祉避難所等とは、災害時において要配慮者を受け入れる二次的避難所及び甲が指定する避難所（一次避難所）に設置される要配慮者のためのスペース（室）をいう。

## （派遣要請）

第4条 甲は、福祉避難所等を開設し、要配慮者への介護等の必要が生じた場合は、乙に対し看護師及び介護員等の必要な人材の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、できる限り受託するよう努めるものとする。

## （手続き等）

第5条 甲は、人材の派遣を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認したうえ、次に掲げる事項を記載した書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 派遣を要請する人材の種別と人数
- (2) 派遣先福祉避難所等
- (3) 担当職員の氏名及び連絡先
- (4) その他必要な事項

2 乙は、前項の要請があった場合は、速やかに派遣体制を整え、準備が完了した時点で甲に連絡する。

## （業務内容）

第6条 甲が、乙に要請する業務は、身体介護や生活援助等とし、福祉避難所等の管理者の指示のもと従事するものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が福祉避難所等に人材を派遣した場合に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(連携体制の整備)

第8条 甲は、乙との円滑な連携を図るため、担当職員を定め、連絡、調整にあたらせるものとする。

2 甲と乙は、災害時の連絡、活動支援など相互の連携体制を毎年確認するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月1日

甲 平生町大字平生町210-1

平生町

平生町長 浅本邦裕

乙 平生町大字平生町5-17

社会福祉法人幸寿会

理事長 富田克敏

# 災害時における福祉避難所等への人材派遣に関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と医療法人光輝会（以下「乙」という。）は、福祉避難所等への人材派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、平生町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合に要配慮者の福祉避難所等での生活に支障が生じないよう、介護等に従事する人材を派遣することに關し必要な事項を定めるものとする。

## （要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者とは、次に掲げる者のうち避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

- (1) 在宅の寝たきり高齢者、認知症高齢者や障がい者
- (2) 上記に準じる者

## （福祉避難所等）

第3条 福祉避難所等とは、災害時において要配慮者を受け入れる二次的避難所及び甲が指定する避難所（一次避難所）に設置される要配慮者のためのスペース（室）をいう。

## （派遣要請）

第4条 甲は、福祉避難所等を開設し、要配慮者への介護等の必要が生じた場合は、乙に対し看護師及び介護員等の必要な人材の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、できる限り受託するよう努めるものとする。

## （手続き等）

第5条 甲は、人材の派遣を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認したうえ、次に掲げる事項を記載した書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 派遣を要請する人材の種別と人数
- (2) 派遣先福祉避難所等
- (3) 担当職員の氏名及び連絡先
- (4) その他必要な事項

2 乙は、前項の要請があった場合は、速やかに派遣体制を整え、準備が完了した時点で甲に連絡する。

## （業務内容）

第6条 甲が、乙に要請する業務は、身体介護や生活援助等とし、福祉避難所等の管理者の指示のもと従事するものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が福祉避難所等に人材を派遣した場合に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(連携体制の整備)

第8条 甲は、乙との円滑な連携を図るため、担当職員を定め、連絡、調整にあたらせるものとする。

2 甲と乙は、災害時の連絡、活動支援など相互の連携体制を毎年確認するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月1日

甲 平生町大字平生町210-1

平生町

平生町長 浅本邦裕

乙 平生町大字佐賀10002-77

医療法人光輝会

理事長 重富雄哉

# 災害時における福祉避難所等への人材派遣に関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と医療法人松栄会（以下「乙」という。）は、福祉避難所等への人材派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、平生町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合に要配慮者の福祉避難所等での生活に支障が生じないよう、介護等に従事する人材を派遣することに關し必要な事項を定めるものとする。

## （要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者とは、次に掲げる者のうち避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

- (1) 在宅の寝たきり高齢者、認知症高齢者や障がい者
- (2) 上記に準じる者

## （福祉避難所等）

第3条 福祉避難所等とは、災害時において要配慮者を受け入れる二次的避難所及び甲が指定する避難所（一次避難所）に設置される要配慮者のためのスペース（室）をいう。

## （派遣要請）

第4条 甲は、福祉避難所等を開設し、要配慮者への介護等の必要が生じた場合は、乙に対し看護師及び介護員等の必要な人材の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、できる限り受託するよう努めるものとする。

## （手続き等）

第5条 甲は、人材の派遣を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認したうえ、次に掲げる事項を記載した書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 派遣を要請する人材の種別と人数
- (2) 派遣先福祉避難所等
- (3) 担当職員の氏名及び連絡先
- (4) その他必要な事項

2 乙は、前項の要請があった場合は、速やかに派遣体制を整え、準備が完了した時点で甲に連絡する。

## （業務内容）

第6条 甲が、乙に要請する業務は、身体介護や生活援助等とし、福祉避難所等の管理者の指示のもと従事するものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が福祉避難所等に人材を派遣した場合に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(連携体制の整備)

第8条 甲は、乙との円滑な連携を図るため、担当職員を定め、連絡、調整にあたらせるものとする。

2 甲と乙は、災害時の連絡、活動支援など相互の連携体制を毎年確認するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月1日

甲 平生町大字平生町210-1

平生町

平生町長 浅本邦裕

乙 柳井市大字余田3626-2

医療法人松栄会

理事長 坂本達哉

# 災害時における福祉避難所等への人材派遣に関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と有限会社長安工業（以下「乙」という。）は、福祉避難所等への人材派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、平生町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合に要配慮者の福祉避難所等での生活に支障が生じないよう、介護等に従事する人材を派遣することに關し必要な事項を定めるものとする。

## （要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者とは、次に掲げる者のうち避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

- (1) 在宅の寝たきり高齢者、認知症高齢者や障がい者
- (2) 上記に準じる者

## （福祉避難所等）

第3条 福祉避難所等とは、災害時において要配慮者を受け入れる二次的避難所及び甲が指定する避難所（一次避難所）に設置される要配慮者のためのスペース（室）をいう。

## （派遣要請）

第4条 甲は、福祉避難所等を開設し、要配慮者への介護等の必要が生じた場合は、乙に対し看護師及び介護員等の必要な人材の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、できる限り受託するよう努めるものとする。

## （手続き等）

第5条 甲は、人材の派遣を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認したうえ、次に掲げる事項を記載した書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 派遣を要請する人材の種別と人数
- (2) 派遣先福祉避難所等
- (3) 担当職員の氏名及び連絡先
- (4) その他必要な事項

2 乙は、前項の要請があった場合は、速やかに派遣体制を整え、準備が完了した時点で甲に連絡する。

## （業務内容）

第6条 甲が、乙に要請する業務は、身体介護や生活援助等とし、福祉避難所等の管理者の指示のもと従事するものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が福祉避難所等に人材を派遣した場合に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(連携体制の整備)

第8条 甲は、乙との円滑な連携を図るため、担当職員を定め、連絡、調整にあたらせるものとする。

2 甲と乙は、災害時の連絡、活動支援など相互の連携体制を毎年確認するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月1日

甲 平生町大字平生町210-1

平生町

平生町長 浅本邦裕

乙 平生町大字平生村862-2

有限会社長安工業

代表取締役 長安秀明

# 災害時における福祉避難所等への人材派遣に関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と株式会社ブリスホーム（以下「乙」という。）は、福祉避難所等への人材派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、平生町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合に要配慮者の福祉避難所等での生活に支障が生じないよう、介護等に従事する人材を派遣することに關し必要な事項を定めるものとする。

## （要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者とは、次に掲げる者のうち避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

- (1) 在宅の寝たきり高齢者、認知症高齢者や障がい者
- (2) 上記に準じる者

## （福祉避難所等）

第3条 福祉避難所等とは、災害時において要配慮者を受け入れる二次的避難所及び甲が指定する避難所（一次避難所）に設置される要配慮者のためのスペース（室）をいう。

## （派遣要請）

第4条 甲は、福祉避難所等を開設し、要配慮者への介護等の必要が生じた場合は、乙に対し看護師及び介護員等の必要な人材の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、できる限り受託するよう努めるものとする。

## （手続き等）

第5条 甲は、人材の派遣を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認したうえ、次に掲げる事項を記載した書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 派遣を要請する人材の種別と人数
- (2) 派遣先福祉避難所等
- (3) 担当職員の氏名及び連絡先
- (4) その他必要な事項

2 乙は、前項の要請があった場合は、速やかに派遣体制を整え、準備が完了した時点で甲に連絡する。

## （業務内容）

第6条 甲が、乙に要請する業務は、身体介護や生活援助等とし、福祉避難所等の管理者の指示のもと従事するものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が福祉避難所等に人材を派遣した場合に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(連携体制の整備)

第8条 甲は、乙との円滑な連携を図るため、担当職員を定め、連絡、調整にあたらせるものとする。

2 甲と乙は、災害時の連絡、活動支援など相互の連携体制を毎年確認するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月1日

甲 平生町大字平生町210-1

平生町

平生町長 浅本邦裕

乙 下松市望町1丁目11-28

株式会社ブリスホーム

代表取締役社長 山形治寛

# 災害時における福祉避難所等への人材派遣に関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と合同会社分福（以下「乙」という。）は、福祉避難所等への人材派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、平生町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合に要配慮者の福祉避難所等での生活に支障が生じないよう、介護等に従事する人材を派遣することに關し必要な事項を定めるものとする。

## （要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者とは、次に掲げる者のうち避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

- (1) 在宅の寝たきり高齢者、認知症高齢者や障がい者
- (2) 上記に準じる者

## （福祉避難所等）

第3条 福祉避難所等とは、災害時において要配慮者を受け入れる二次的避難所及び甲が指定する避難所（一次避難所）に設置される要配慮者のためのスペース（室）をいう。

## （派遣要請）

第4条 甲は、福祉避難所等を開設し、要配慮者への介護等の必要が生じた場合は、乙に対し看護師及び介護員等の必要な人材の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、できる限り受託するよう努めるものとする。

## （手続き等）

第5条 甲は、人材の派遣を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認したうえ、次に掲げる事項を記載した書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 派遣を要請する人材の種別と人数
- (2) 派遣先福祉避難所等
- (3) 担当職員の氏名及び連絡先
- (4) その他必要な事項

2 乙は、前項の要請があった場合は、速やかに派遣体制を整え、準備が完了した時点で甲に連絡する。

## （業務内容）

第6条 甲が、乙に要請する業務は、身体介護や生活援助等とし、福祉避難所等の管理者の指示のもと従事するものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が福祉避難所等に人材を派遣した場合に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(連携体制の整備)

第8条 甲は、乙との円滑な連携を図るため、担当職員を定め、連絡、調整にあたらせるものとする。

2 甲と乙は、災害時の連絡、活動支援など相互の連携体制を毎年確認するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月1日

甲 平生町大字平生町210-1

平生町

平生町長 浅本邦裕

乙 平生町大字平生村590-4

合同会社分福

代表社員 金江浩子

# 災害時における福祉避難所等への人材派遣に関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と株式会社河村福祉サービス（以下「乙」という。）は、福祉避難所等への人材派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、平生町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合に要配慮者の福祉避難所等での生活に支障が生じないよう、介護等に従事する人材を派遣することに關し必要な事項を定めるものとする。

## （要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者とは、次に掲げる者のうち避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

- (1) 在宅の寝たきり高齢者、認知症高齢者や障がい者
- (2) 上記に準じる者

## （福祉避難所等）

第3条 福祉避難所等とは、災害時において要配慮者を受け入れる二次的避難所及び甲が指定する避難所（一次避難所）に設置される要配慮者のためのスペース（室）をいう。

## （派遣要請）

第4条 甲は、福祉避難所等を開設し、要配慮者への介護等の必要が生じた場合は、乙に対し看護師及び介護員等の必要な人材の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、できる限り受託するよう努めるものとする。

## （手続き等）

第5条 甲は、人材の派遣を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認したうえ、次に掲げる事項を記載した書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 派遣を要請する人材の種別と人数
- (2) 派遣先福祉避難所等
- (3) 担当職員の氏名及び連絡先
- (4) その他必要な事項

2 乙は、前項の要請があった場合は、速やかに派遣体制を整え、準備が完了した時点で甲に連絡する。

## （業務内容）

第6条 甲が、乙に要請する業務は、身体介護や生活援助等とし、福祉避難所等の管理者の指示のもと従事するものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が福祉避難所等に人材を派遣した場合に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(連携体制の整備)

第8条 甲は、乙との円滑な連携を図るため、担当職員を定め、連絡、調整にあたらせるものとする。

2 甲と乙は、災害時の連絡、活動支援など相互の連携体制を毎年確認するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、当該年度末とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月1日

甲 平生町大字平生町210-1

平生町

平生町長 浅本邦裕

乙 宇都市相生町4番2号

株式会社河村福祉サービス

代表取締役 河村高志

## **災害救助物資の調達に関する協定書**

平生町（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは災害時における物資の供給に関し、次の通り協定を締結する。

### **(要 請)**

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

### **(物資の範囲)**

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 日用品等（トイレ関係用品を含む。）
- (2) 作業関係用品
- (3) 冷暖房機器及び電気用品等
- (4) その他甲が指定する物資

### **(要請の方法)**

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記1号様式の文書を交付するものとする。

### **(物資の価格及び支払)**

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

### **(物資の引渡し)**

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。（担当者名簿の作成）

第6条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間の満了する1箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月1日

甲 山口県熊毛郡平生町大字平生町210番地の1  
平生町  
平生町長 浅本 邦裕

乙 島根県益田市遠田町2179番地1  
株式会社ジュンテンドー  
代表取締約社長 飯塚 正

別記第1号様式（第3条関係）

年　月　日

災　害　救　助　物　資　調　達　要　請　書

株式会社ジュンテンドー 様

平生町長

「災害救助物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

1 災害の状況

2 応援を必要とする物資の内容等

必要とする物資の内容	数　量	物資の引渡場所	運搬方法	備　考

# 災害発生時等におけるダンボール製品の調達に関する協定書

平生町（以下「甲」という。）とセツツカートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時等におけるダンボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、平生町内において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生または発生するおそれがある場合、または平生町と災害時応援協定等を締結する市町村に災害が発生し、協定に基づく支援を行う場合において、避難所における生活環境改善、特に高齢者・女性等災害弱者の保護、感染症等予防対策に必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

## （協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 乙は、甲からの要請を受けた場合、物資の優先供給に努めるものとする。
- 3 乙は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害以外の災害等について、甲の要請があった場合は、可能な限り第2項に準じて協力を行うものとする。

## （物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製品(段ボールシート及び段ボールケース)
- (2) 暖段はこベッド（段ボール製簡易ベッド）
- (3) 暖段まじきり（段ボール製間仕切り）
- (4) その他乙の取扱商品

## （手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

- 2 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

## （経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用および物資の運搬に要す

る費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(経費の支払)

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに乙に経費を支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲および乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲および乙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第9条 この協定書に定めのない事項およびこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和2年 9月 1日

(甲) 山口県熊毛郡平生町平生町210番地1  
平生町  
平生町長 浅本邦裕

(乙) 兵庫県伊丹市東有岡5丁目33番地  
セツツカートン株式会社  
代表取締役社長 丹羽俊雄

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

セツツカートン株式会社

代表取締役社長

丹 羽 俊 雄 様

平生町長

### 救援物資供給要請書

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

(平生町連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

様式第2号（第4条関係）

年　月　日

平生町長

セツツカートン株式会社

代表取締役社長

丹羽俊雄

### 救援物資供給完了報告書

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

(平生町連絡担当者)

所 属		
職名・氏名		
電話番号		

# 災害時の応急対策活動協力に関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と株式会社大池組（以下「乙」という。）とは災害時における応急対策活動の実施に関し、次の通り協定を締結する。

## （総則）

第1条 この協定は、地震、津波、台風その他による災害が平生町内において発生した場合に、乙の協力を得て応急対策活動を行うことにより、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

## （応急対策活動）

第2条 この協定に基づく応急対策活動は、甲が設置する平生町災害対策本部の要請に基づくものであって、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路施設災害及び崖崩れ等の応急復旧並びに災害廃棄物の撤去及び搬送
- (2) 前号の応急対策活動に付随して発生する資機材及び物資の調達

## （要請）

第3条 甲は、乙による応急対策活動が必要と認めるときは、応急対策活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し、応急対策活動の実施を要請するものとする。ただし、書面によるいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに書面を交付するものとする。

## （応急対策活動経費）

第4条 乙の応急対策活動に要する経費（以下「応急対策活動経費」という。）は、甲の負担とする。

- 2 応急対策活動経費の額は、当該応急対策活動の内容に応じ、災害発生時における甲の積算基準に基づき、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 3 乙は、前項の定めによる応急対策活動経費を所定の請求書により、甲に請求するものとする。

## （第三者等に対する損害）

第5条 乙が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び乙が協議してその賠償をするものとする。

## （連絡体制の確立）

第6条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、連絡体制を確立するものとする。

## （情報交換等）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡先及び調整を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有する建設機械、車両等の数量及

び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

(訓練等への参加)

第8条 甲は、その実施する防災訓練等について、乙の参加を要請することができる。

(連絡責任者等)

第9条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

ただし、非常時における連絡体制については、甲及び乙は、あらかじめ連絡体制表を作成し、当該連絡体制表によりこの協定に定める事項に関する連絡及び調整等を行うものとする。

2 甲及び乙は、第1項ただし書の連絡体制表を作成したときは、相手方に通知しなければならない。当該連絡体制表を変更した場合も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月1日

甲 山口県熊毛郡平生町大字平生町 210-1

平生町

平生町長 浅本 邦裕

乙 山口県熊毛郡平生町大字佐賀 3451-1

株式会社大池組

代表取締役 池岡 一行

# 災害時の応急対策活動協力に関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と吉原建設株式会社（以下「乙」という。）とは災害時における応急対策活動の実施に関し、次の通り協定を締結する。

## （総則）

第1条 この協定は、地震、津波、台風その他による災害が平生町内において発生した場合に、乙の協力を得て応急対策活動を行うことにより、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

## （応急対策活動）

第2条 この協定に基づく応急対策活動は、甲が設置する平生町災害対策本部の要請に基づくものであって、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路施設災害及び崖崩れ等の応急復旧並びに災害廃棄物の撤去及び搬送
- (2) 前号の応急対策活動に付随して発生する資機材及び物資の調達

## （要請）

第3条 甲は、乙による応急対策活動が必要と認めるときは、応急対策活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し、応急対策活動の実施を要請するものとする。ただし、書面によるいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに書面を交付するものとする。

## （応急対策活動経費）

第4条 乙の応急対策活動に要する経費（以下「応急対策活動経費」という。）は、甲の負担とする。

- 2 応急対策活動経費の額は、当該応急対策活動の内容に応じ、災害発生時における甲の積算基準に基づき、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 3 乙は、前項の定めによる応急対策活動経費を所定の請求書により、甲に請求するものとする。

## （第三者等に対する損害）

第5条 乙が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び乙が協議してその賠償をするものとする。

## （連絡体制の確立）

第6条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、連絡体制を確立するものとする。

## （情報交換等）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡先及び調整を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有する建設機械、車両等の数量及

び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

(訓練等への参加)

第8条 甲は、その実施する防災訓練等について、乙の参加を要請することができる。

(連絡責任者等)

第9条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

ただし、非常時における連絡体制については、甲及び乙は、あらかじめ連絡体制表を作成し、当該連絡体制表によりこの協定に定める事項に関する連絡及び調整等を行うものとする。

2 甲及び乙は、第1項ただし書の連絡体制表を作成したときは、相手方に通知しなければならない。当該連絡体制表を変更した場合も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月1日

甲 山口県熊毛郡平生町大字平生町 210-1

平生町

平生町長 浅本 邦裕

乙 山口県熊毛郡平生町大字曾根 222

吉原建設株式会社

代表取締役 吉原 忠信

# 災害時の応急対策活動協力に関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と株式会社米谷技建（以下「乙」という。）とは災害時における応急対策活動の実施に関し、次の通り協定を締結する。

## （総則）

第1条 この協定は、地震、津波、台風その他による災害が平生町内において発生した場合に、乙の協力を得て応急対策活動を行うことにより、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

## （応急対策活動）

第2条 この協定に基づく応急対策活動は、甲が設置する平生町災害対策本部の要請に基づくものであって、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路施設災害及び崖崩れ等の応急復旧並びに災害廃棄物の撤去及び搬送
- (2) 前号の応急対策活動に付随して発生する資機材及び物資の調達

## （要請）

第3条 甲は、乙による応急対策活動が必要と認めるときは、応急対策活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し、応急対策活動の実施を要請するものとする。ただし、書面によるいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに書面を交付するものとする。

## （応急対策活動経費）

第4条 乙の応急対策活動に要する経費（以下「応急対策活動経費」という。）は、甲の負担とする。

- 2 応急対策活動経費の額は、当該応急対策活動の内容に応じ、災害発生時における甲の積算基準に基づき、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 3 乙は、前項の定めによる応急対策活動経費を所定の請求書により、甲に請求するものとする。

## （第三者等に対する損害）

第5条 乙が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び乙が協議してその賠償をするものとする。

## （連絡体制の確立）

第6条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、連絡体制を確立するものとする。

## （情報交換等）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡先及び調整を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有する建設機械、車両等の数量及

び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

(訓練等への参加)

第8条 甲は、その実施する防災訓練等について、乙の参加を要請することができる。

(連絡責任者等)

第9条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

ただし、非常時における連絡体制については、甲及び乙は、あらかじめ連絡体制表を作成し、当該連絡体制表によりこの協定に定める事項に関する連絡及び調整等を行うものとする。

2 甲及び乙は、第1項ただし書の連絡体制表を作成したときは、相手方に通知しなければならない。当該連絡体制表を変更した場合も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月1日

甲 山口県熊毛郡平生町大字平生町 210-1

平生町

平生町長 浅本 邦裕

乙 山口県熊毛郡平生町大字佐賀 402-1

株式会社米谷技建

代表取締役 米谷 きよ子

# 災害時の応急対策活動協力に関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と株式会社ひぐち総業（以下「乙」という。）とは災害時における応急対策活動の実施に関し、次の通り協定を締結する。

## （総則）

第1条 この協定は、地震、津波、台風その他による災害が平生町内において発生した場合に、乙の協力を得て応急対策活動を行うことにより、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

## （応急対策活動）

第2条 この協定に基づく応急対策活動は、甲が設置する平生町災害対策本部の要請に基づくものであって、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路施設災害及び崖崩れ等の応急復旧並びに災害廃棄物の撤去及び搬送
- (2) 前号の応急対策活動に付随して発生する資機材及び物資の調達

## （要請）

第3条 甲は、乙による応急対策活動が必要と認めるときは、応急対策活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し、応急対策活動の実施を要請するものとする。ただし、書面によるいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに書面を交付するものとする。

## （応急対策活動経費）

第4条 乙の応急対策活動に要する経費（以下「応急対策活動経費」という。）は、甲の負担とする。

- 2 応急対策活動経費の額は、当該応急対策活動の内容に応じ、災害発生時における甲の積算基準に基づき、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 3 乙は、前項の定めによる応急対策活動経費を所定の請求書により、甲に請求するものとする。

## （第三者等に対する損害）

第5条 乙が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び乙が協議してその賠償をするものとする。

## （連絡体制の確立）

第6条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、連絡体制を確立するものとする。

## （情報交換等）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡先及び調整を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有する建設機械、車両等の数量及

び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

(訓練等への参加)

第8条 甲は、その実施する防災訓練等について、乙の参加を要請することができる。

(連絡責任者等)

第9条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

ただし、非常時における連絡体制については、甲及び乙は、あらかじめ連絡体制表を作成し、当該連絡体制表によりこの協定に定める事項に関する連絡及び調整等を行うものとする。

2 甲及び乙は、第1項ただし書の連絡体制表を作成したときは、相手方に通知しなければならない。当該連絡体制表を変更した場合も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月1日

甲 山口県熊毛郡平生町大字平生町 210-1

平生町

平生町長 浅本 邦裕

乙 山口県熊毛郡平生町大字曾根 209-1

株式会社ひぐち総業

代表取締役 横口 学

# 災害時の応急対策活動協力に関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と有限会社平田防水塗装工業（以下「乙」という。）とは災害時における応急対策活動の実施に関し、次の通り協定を締結する。

## （総則）

第1条 この協定は、地震、津波、台風その他による災害が平生町内において発生した場合に、乙の協力を得て応急対策活動を行うことにより、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

## （応急対策活動）

第2条 この協定に基づく応急対策活動は、甲が設置する平生町災害対策本部の要請に基づくものであって、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路施設災害及び崖崩れ等の応急復旧並びに災害廃棄物の撤去及び搬送
- (2) 前号の応急対策活動に付随して発生する資機材及び物資の調達

## （要請）

第3条 甲は、乙による応急対策活動が必要と認めるときは、応急対策活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し、応急対策活動の実施を要請するものとする。ただし、書面によるいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに書面を交付するものとする。

## （応急対策活動経費）

第4条 乙の応急対策活動に要する経費（以下「応急対策活動経費」という。）は、甲の負担とする。

- 2 応急対策活動経費の額は、当該応急対策活動の内容に応じ、災害発生時における甲の積算基準に基づき、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 3 乙は、前項の定めによる応急対策活動経費を所定の請求書により、甲に請求するものとする。

## （第三者等に対する損害）

第5条 乙が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び乙が協議してその賠償をするものとする。

## （連絡体制の確立）

第6条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、連絡体制を確立するものとする。

## （情報交換等）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡先及び調整を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有する建設機械、車両等の数量及

び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

(訓練等への参加)

第8条 甲は、その実施する防災訓練等について、乙の参加を要請することができる。

(連絡責任者等)

第9条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

ただし、非常時における連絡体制については、甲及び乙は、あらかじめ連絡体制表を作成し、当該連絡体制表によりこの協定に定める事項に関する連絡及び調整等を行うものとする。

2 甲及び乙は、第1項ただし書の連絡体制表を作成したときは、相手方に通知しなければならない。当該連絡体制表を変更した場合も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月1日

甲 山口県熊毛郡平生町大字平生町 210-1

平生町

平生町長 浅本 邦裕

乙 山口県熊毛郡平生町大字平生村 790

有限会社平田防水塗装工業

代表取締役 平田 哲二

# 災害時の応急対策活動協力に関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と有限会社久原建設（以下「乙」という。）とは災害時における応急対策活動の実施に関し、次の通り協定を締結する。

## （総則）

第1条 この協定は、地震、津波、台風その他による災害が平生町内において発生した場合に、乙の協力を得て応急対策活動を行うことにより、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

## （応急対策活動）

第2条 この協定に基づく応急対策活動は、甲が設置する平生町災害対策本部の要請に基づくものであって、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路施設災害及び崖崩れ等の応急復旧並びに災害廃棄物の撤去及び搬送
- (2) 前号の応急対策活動に付随して発生する資機材及び物資の調達

## （要請）

第3条 甲は、乙による応急対策活動が必要と認めるときは、応急対策活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し、応急対策活動の実施を要請するものとする。ただし、書面によるいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに書面を交付するものとする。

## （応急対策活動経費）

第4条 乙の応急対策活動に要する経費（以下「応急対策活動経費」という。）は、甲の負担とする。

- 2 応急対策活動経費の額は、当該応急対策活動の内容に応じ、災害発生時における甲の積算基準に基づき、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 3 乙は、前項の定めによる応急対策活動経費を所定の請求書により、甲に請求するものとする。

## （第三者等に対する損害）

第5条 乙が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び乙が協議してその賠償をするものとする。

## （連絡体制の確立）

第6条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、連絡体制を確立するものとする。

## （情報交換等）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡先及び調整を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有する建設機械、車両等の数量及

び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

(訓練等への参加)

第8条 甲は、その実施する防災訓練等について、乙の参加を要請することができる。

(連絡責任者等)

第9条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

ただし、非常時における連絡体制については、甲及び乙は、あらかじめ連絡体制表を作成し、当該連絡体制表によりこの協定に定める事項に関する連絡及び調整等を行うものとする。

2 甲及び乙は、第1項ただし書の連絡体制表を作成したときは、相手方に通知しなければならない。当該連絡体制表を変更した場合も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月1日

甲 山口県熊毛郡平生町大字平生町 210-1

平生町

平生町長 浅本 邦裕

乙 山口県熊毛郡平生町大字平生村 10004-1

有限会社久原建設

代表取締役 久原 哲也

# 災害時の応急対策活動協力に関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と株式会社ヨシトミ（以下「乙」という。）とは災害時における応急対策活動の実施に関し、次の通り協定を締結する。

## （総則）

第1条 この協定は、地震、津波、台風その他による災害が平生町内において発生した場合に、乙の協力を得て応急対策活動を行うことにより、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

## （応急対策活動）

第2条 この協定に基づく応急対策活動は、甲が設置する平生町災害対策本部の要請に基づくものであって、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路施設災害及び崖崩れ等の応急復旧並びに災害廃棄物の撤去及び搬送
- (2) 前号の応急対策活動に付随して発生する資機材及び物資の調達

## （要請）

第3条 甲は、乙による応急対策活動が必要と認めるときは、応急対策活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し、応急対策活動の実施を要請するものとする。ただし、書面によるいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに書面を交付するものとする。

## （応急対策活動経費）

第4条 乙の応急対策活動に要する経費（以下「応急対策活動経費」という。）は、甲の負担とする。

- 2 応急対策活動経費の額は、当該応急対策活動の内容に応じ、災害発生時における甲の積算基準に基づき、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 3 乙は、前項の定めによる応急対策活動経費を所定の請求書により、甲に請求するものとする。

## （第三者等に対する損害）

第5条 乙が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び乙が協議してその賠償をするものとする。

## （連絡体制の確立）

第6条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、連絡体制を確立するものとする。

## （情報交換等）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡先及び調整を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有する建設機械、車両等の数量及

び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

(訓練等への参加)

第8条 甲は、その実施する防災訓練等について、乙の参加を要請することができる。

(連絡責任者等)

第9条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

ただし、非常時における連絡体制については、甲及び乙は、あらかじめ連絡体制表を作成し、当該連絡体制表によりこの協定に定める事項に関する連絡及び調整等を行うものとする。

2 甲及び乙は、第1項ただし書の連絡体制表を作成したときは、相手方に通知しなければならない。当該連絡体制表を変更した場合も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月1日

甲 山口県熊毛郡平生町大字平生町 210-1

平生町

平生町長 浅本 邦裕

乙 山口県熊毛郡平生町大字曾根 422-5

株式会社ヨシトミ

代表取締役 吉富 孝博

# 災害時の応急対策活動協力に関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と朝日建設株式会社（以下「乙」という。）とは災害時における応急対策活動の実施に関し、次の通り協定を締結する。

## （総則）

第1条 この協定は、地震、津波、台風その他による災害が平生町内において発生した場合に、乙の協力を得て応急対策活動を行うことにより、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

## （応急対策活動）

第2条 この協定に基づく応急対策活動は、甲が設置する平生町災害対策本部の要請に基づくものであって、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路施設災害及び崖崩れ等の応急復旧並びに災害廃棄物の撤去及び搬送
- (2) 前号の応急対策活動に付随して発生する資機材及び物資の調達

## （要請）

第3条 甲は、乙による応急対策活動が必要と認めるときは、応急対策活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し、応急対策活動の実施を要請するものとする。ただし、書面によるいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに書面を交付するものとする。

## （応急対策活動経費）

第4条 乙の応急対策活動に要する経費（以下「応急対策活動経費」という。）は、甲の負担とする。

- 2 応急対策活動経費の額は、当該応急対策活動の内容に応じ、災害発生時における甲の積算基準に基づき、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 3 乙は、前項の定めによる応急対策活動経費を所定の請求書により、甲に請求するものとする。

## （第三者等に対する損害）

第5条 乙が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び乙が協議してその賠償をするものとする。

## （連絡体制の確立）

第6条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、連絡体制を確立するものとする。

## （情報交換等）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡先及び調整を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有する建設機械、車両等の数量及

び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

(訓練等への参加)

第8条 甲は、その実施する防災訓練等について、乙の参加を要請することができる。

(連絡責任者等)

第9条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

ただし、非常時における連絡体制については、甲及び乙は、あらかじめ連絡体制表を作成し、当該連絡体制表によりこの協定に定める事項に関する連絡及び調整等を行うものとする。

2 甲及び乙は、第1項ただし書の連絡体制表を作成したときは、相手方に通知しなければならない。当該連絡体制表を変更した場合も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月1日

甲 山口県熊毛郡平生町大字平生町 210-1

平生町

平生町長 浅本 邦裕

乙 山口県熊毛郡平生町大字宇佐木 1425-2

朝日建設株式会社

代表取締役 井場 謙治

# 災害時の応急対策活動協力に関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と株式会社フジタニ（以下「乙」という。）とは災害時における応急対策活動の実施に関し、次の通り協定を締結する。

## （総則）

第1条 この協定は、地震、津波、台風その他による災害が平生町内において発生した場合に、乙の協力を得て応急対策活動を行うことにより、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

## （応急対策活動）

第2条 この協定に基づく応急対策活動は、甲が設置する平生町災害対策本部の要請に基づくものであって、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路施設災害及び崖崩れ等の応急復旧並びに災害廃棄物の撤去及び搬送
- (2) 前号の応急対策活動に付随して発生する資機材及び物資の調達

## （要請）

第3条 甲は、乙による応急対策活動が必要と認めるときは、応急対策活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し、応急対策活動の実施を要請するものとする。ただし、書面によるいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに書面を交付するものとする。

## （応急対策活動経費）

第4条 乙の応急対策活動に要する経費（以下「応急対策活動経費」という。）は、甲の負担とする。

- 2 応急対策活動経費の額は、当該応急対策活動の内容に応じ、災害発生時における甲の積算基準に基づき、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 3 乙は、前項の定めによる応急対策活動経費を所定の請求書により、甲に請求するものとする。

## （第三者等に対する損害）

第5条 乙が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び乙が協議してその賠償をするものとする。

## （連絡体制の確立）

第6条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、連絡体制を確立するものとする。

## （情報交換等）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡先及び調整を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有する建設機械、車両等の数量及

び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

(訓練等への参加)

第8条 甲は、その実施する防災訓練等について、乙の参加を要請することができる。

(連絡責任者等)

第9条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

ただし、非常時における連絡体制については、甲及び乙は、あらかじめ連絡体制表を作成し、当該連絡体制表によりこの協定に定める事項に関する連絡及び調整等を行うものとする。

2 甲及び乙は、第1項ただし書の連絡体制表を作成したときは、相手方に通知しなければならない。当該連絡体制表を変更した場合も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月1日

甲 山口県熊毛郡平生町大字平生町 210-1

平生町

平生町長 浅本 邦裕

乙 山口県熊毛郡平生町大字曾根 443-10

株式会社フジタニ

代表取締役 藤谷 拾人

# 災害時の応急対策活動協力に関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と有限会社ミヤサン設備工業（以下「乙」という。）とは災害時における応急対策活動の実施に関し、次の通り協定を締結する。

## （総則）

第1条 この協定は、地震、津波、台風その他による災害が平生町内において発生した場合に、乙の協力を得て応急対策活動を行うことにより、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

## （応急対策活動）

第2条 この協定に基づく応急対策活動は、甲が設置する平生町災害対策本部の要請に基づくものであって、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路施設災害及び崖崩れ等の応急復旧並びに災害廃棄物の撤去及び搬送
- (2) 前号の応急対策活動に付随して発生する資機材及び物資の調達

## （要請）

第3条 甲は、乙による応急対策活動が必要と認めるときは、応急対策活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し、応急対策活動の実施を要請するものとする。ただし、書面によるいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに書面を交付するものとする。

## （応急対策活動経費）

第4条 乙の応急対策活動に要する経費（以下「応急対策活動経費」という。）は、甲の負担とする。

- 2 応急対策活動経費の額は、当該応急対策活動の内容に応じ、災害発生時における甲の積算基準に基づき、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 3 乙は、前項の定めによる応急対策活動経費を所定の請求書により、甲に請求するものとする。

## （第三者等に対する損害）

第5条 乙が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び乙が協議してその賠償をするものとする。

## （連絡体制の確立）

第6条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、連絡体制を確立するものとする。

## （情報交換等）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡先及び調整を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有する建設機械、車両等の数量及

び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

(訓練等への参加)

第8条 甲は、その実施する防災訓練等について、乙の参加を要請することができる。

(連絡責任者等)

第9条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

ただし、非常時における連絡体制については、甲及び乙は、あらかじめ連絡体制表を作成し、当該連絡体制表によりこの協定に定める事項に関する連絡及び調整等を行うものとする。

2 甲及び乙は、第1項ただし書の連絡体制表を作成したときは、相手方に通知しなければならない。当該連絡体制表を変更した場合も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月1日

甲 山口県熊毛郡平生町大字平生町 210-1

平生町

平生町長 浅本 邦裕

乙 山口県熊毛郡平生町大字平生町 15-55

有限会社ミヤサン設備工業

代表取締役 松宮 温男

# 災害時の応急対策活動協力に関する協定書

平生町（以下「甲」という。）と有限会社若松建設（以下「乙」という。）とは災害時における応急対策活動の実施に関し、次の通り協定を締結する。

## （総則）

第1条 この協定は、地震、津波、台風その他による災害が平生町内において発生した場合に、乙の協力を得て応急対策活動を行うことにより、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

## （応急対策活動）

第2条 この協定に基づく応急対策活動は、甲が設置する平生町災害対策本部の要請に基づくものであって、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路施設災害及び崖崩れ等の応急復旧並びに災害廃棄物の撤去及び搬送
- (2) 前号の応急対策活動に付随して発生する資機材及び物資の調達

## （要請）

第3条 甲は、乙による応急対策活動が必要と認めるときは、応急対策活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し、応急対策活動の実施を要請するものとする。ただし、書面によるいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに書面を交付するものとする。

## （応急対策活動経費）

第4条 乙の応急対策活動に要する経費（以下「応急対策活動経費」という。）は、甲の負担とする。

- 2 応急対策活動経費の額は、当該応急対策活動の内容に応じ、災害発生時における甲の積算基準に基づき、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 3 乙は、前項の定めによる応急対策活動経費を所定の請求書により、甲に請求するものとする。

## （第三者等に対する損害）

第5条 乙が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び乙が協議してその賠償をするものとする。

## （連絡体制の確立）

第6条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、連絡体制を確立するものとする。

## （情報交換等）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡先及び調整を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有する建設機械、車両等の数量及

び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

(訓練等への参加)

第8条 甲は、その実施する防災訓練等について、乙の参加を要請することができる。

(連絡責任者等)

第9条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

ただし、非常時における連絡体制については、甲及び乙は、あらかじめ連絡体制表を作成し、当該連絡体制表によりこの協定に定める事項に関する連絡及び調整等を行うものとする。

2 甲及び乙は、第1項ただし書の連絡体制表を作成したときは、相手方に通知しなければならない。当該連絡体制表を変更した場合も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月1日

甲 山口県熊毛郡平生町大字平生町 210-1

平生町

平生町長 浅本 邦裕

乙 山口県熊毛郡平生町大字宇佐木 355-18

有限会社若松建設

取締役 政田 武

# 災害に係る情報発信等に関する協定

平生町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次とおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

## 第1条（本協定の目的）

本協定は、平生町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、平生町が平生町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ平生町の行政機能の低下を軽減させるため、平生町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

## 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次のものから、平生町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、平生町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、平生町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般的の閲覧に供すること。
  - (2) 平生町が、平生町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 平生町が、平生町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 平生町が、災害発生時の平生町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 平生町が、平生町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 平生町が、平生町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 平生町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、平生町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを隨時実施するものとする。

## 第3条（費用）

前条に基づく平生町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

#### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、平生町から提供を受ける情報について、平生町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

#### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、平生町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、平生町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、平生町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2021年2月4日

平生町：山口県熊毛郡平生町大字平生町210番地の1

平生町

平生町長 浅本邦裕

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川邊健太郎

# 災害時における物資供給に関する協定

平生町（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

## （要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 平生町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 平生町以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

## （協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

## （調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

## （要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

## （要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

## （価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

## （運搬および引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を浅本邦裕町長その他甲の指定する者に代行させることができる。

この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては平生町総務課、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙②）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名、押印をして、各自その1通を所持する。

令和3年2月18日

甲 山口県熊毛郡平生町大字平生町210番地の1  
平生町  
平生町長 浅本 邦裕 印

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号  
株式会社ナフコ  
代表取締役 石田 卓巳 印

別紙①

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

---

## 災害危険箇所

---

## 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

番号	箇所名	大字	字	勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家戸数 (戸)	公共的施設(m) および建物
1	田布路木（1）	宇佐木	穴ヶ迫	40	170	30	19	町道 285
2	山田（1）	宇佐木	天王庵	35	30	26	5	
3	上殿	宇佐木	清水	40	175	30	7	町道 30
4	西原（1）	平生村	西原	30	310	23	21	町道 450
5	豎ヶ浜	豎ヶ浜	西組東組	35	235	25	20	町道 250
6	豎ヶ浜西（1）	豎ヶ浜	西組	34	160	20	5	町道 205
7	新市町（1）	平生町	新市	35	120	10	9	
8	新市町（2）	平生町	新市	32	75	14	5	
9	野島	平生町	野島	30	75	8	5	町道 65
10	喜多	大野北	奥屋	40	130	35	5	町道 90
11	長谷前	大野北	長谷前	40	480	35	11	町道 50
12	日向平下	大野南	岩村	40	280	25	7	町道 180
13	奥下	曾根	小田	30	58	10	2	
14	新地（1）	曾根	新地	42	150	35	14	町道 110
15	水場	曾根	東水場西水	40	810	30	65	県道 735、町道 580
16	田名（1）	佐賀	下防地角田	40	300	25	14	町道 260
17	田名上	佐賀	東河内	35	30	30	6	町道 100
18	名切（1）	佐賀	名切	45	160	25	5	県道 175
19	伊保木	佐賀	土井の切	35	75	50	7	
20	東本郷	佐賀	東本郷	45	110	15	6	
21	魚見	佐賀	横道	45	125	14	5	
22	黒羽根（1）	佐賀	黒羽根	38	470	40	10	町道 200
23	尾国下	佐賀	田名部	47	320	30	5	県道 30、町道 40
24	大久保（2）	尾国	大久保	33	140	55	3	町道 120
25	佐合島	佐合島	佐合	47	70	50	5	町道 80
26	田名（2）	佐賀	田名	37	90	15	7	町道 55
27	畠（1）	曾根	畠	32	150	15	5	
28	大久保（1）	尾国	大久保	50	165	22	7	県道 140
29	喜多村（4）	大野北	喜多村	37	40	35	5	町道 135
30	田名上（2）	佐賀	田名上	35	130	16	8	
31	佐合（2）	佐合島	佐合	55	43	14		
32	宇佐木	山田	山田	45	160	14	6	町道 55
33	田布路木（2）	宇佐木	田布路木	35	55	20	6	町道 230
34	田布路木（3）	宇佐木	田布路木	37	135	35	13	町道 90
35	田布路木（4）	宇佐木	田布路木	30	70	58	12	町道 175
36	田布路木（5）	宇佐木	田布路木	30	160	50		町道 180
37	大田（1）	佐賀	大田	35	120	35	8	町道 55
38	新地（2）	曾根	新地	30	95	22	4	
39	東魚見（2）	佐賀	東魚見	40	75	14		
40	荒木	豎ヶ浜	荒木	35	18	8	1	
41	西原（2）	平生村	西原	45	60	15	1	
42	西原（3）	平生村	西原	35	25	10	1	
43	西原（4）	平生村	西原	32	32	8	1	
44	西原（5）	平生村	西原	32	70	10	1	

番号	箇所名	大字	字	勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家戸数 (戸)	公共的施設(m) および建物
45	沼	平生村	中沼	40	20	12	1	
46	西分(1)	平生村	西分	38	45	10	1	
47	田布路木(6)	宇佐木	田布路木	33	25	18	2	
48	田布路木(7)	宇佐木	田布路木	40	25	16	1	町道 25
49	西分(2)	宇佐木	西分	50	45	15	1	
50	西分(3)	宇佐木	西分	44	30	15	1	
51	西分(4)	宇佐木	西分	32	20	15	1	
52	山田(2)	宇佐木	山田	42	20	12	1	
53	山田(3)	宇佐木	山田	35	30	14	1	
54	山田(4)	宇佐木	山田	33	35	8	1	
55	山田(5)	宇佐木	山田	38	70	25	1	町道 70
56	六枚	曾根	六枚	32	52	10	1	町道 50
57	長尾	隅田	長尾	32	70	9	2	
58	儀明	大野南	儀明	30	90	12	4	
59	隅田	大野南	隅田	38	110	15	3	
60	喜多村(1)	大野北	喜多村	45	45	12	1	
61	喜多村(2)	大野北	喜多村	48	15	15	1	
62	喜多村(3)	大野北	喜多村	40	30	28	1	
63	喜多村(5)	大野北	喜多村	48	40	26	3	
64	喜多村(6)	大野北	喜多村	45	35	10	1	
65	喜多村(7)	大野北	喜多村	45	35	16	1	
66	喜多村(8)	大野北	喜多村	35	25	8	1	
67	喜多村(9)	大野北	喜多村	35	50	18	2	
68	喜多村(10)	大野北	喜多村	45	35	18	1	
69	平生萩原(1)	宇佐木	平生萩原	45	25	8	1	
70	平生萩原(2)	宇佐木	平生萩原	40	80	25	1	
71	大野萩原(1)	大野北	大野萩原	40	13	10	1	
72	大野萩原(2)	大野北	大野萩原	35	40	25	1	
73	弁上(2)	大野北	弁上	38	60	35	2	
74	弁上(3)	大野北	弁上	50	60	8	3	
75	弁上(1)	大野北	弁上	38	70	50	2	町道 100
76	長谷後(1)	大野北	長谷後	45	70	40	1	
77	長谷後(2)	大野北	長谷後	45	20	8	1	
78	長谷後(3)	大野北	長谷後	42	40	25	2	
79	長谷後(4)	大野北	長谷後	38	30	35	1	町道 20
80	長谷後(5)	大野北	長谷後	38	30	24	1	町道 50
81	長谷後(6)	大野北	長谷後	45	15	15	1	
82	長谷後(7)	大野北	長谷後	48	20	15	1	県道 20
83	長谷前(2)	大野北	長谷前	48	22	8	1	県道 25
84	向井原(1)	曾根	向井原	35	37	10	2	
85	向井原(2)	曾根	向井原	37	30	50	2	町道 35
86	地方上	曾根	地方上	42	25	20	2	
87	地方	曾根	地方	30	60	12	1	町道 10
88	南上(1)	大野南	儀明	40	45	56	3	
89	南上(2)	大野南	南上	45	32	42	1	
90	地方下	曾根	中村	33	100	40	4	
91	百済(1)	佐賀	百済	43	35	20	2	

番号	箇所名	大字	字	勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家戸数 (戸)	公共的施設(m) および建物
92	百済部	佐賀	百済部	32	20	8	1	
93	百済(2)	佐賀	百済	44	20	12	3	
94	小田(1)	曾根	小田	30	70	14	2	
95	小田(2)	曾根	小田	55	35	16	1	
96	畠(2)	曾根	畠	43	105	8	3	
97	畠(3)	曾根	畠	35	20	15	1	
98	南上(3)	大野南	南上	30	20	10	1	町道 20
99	園田(1)	大野南	園田	35	18	8	1	
100	神領	大野南	松蔵坊	30	30	14	1	
101	日向平(2)	大野南	日向平	40	60	18	3	
102	日向平(1)	大野南	北迫	48	43	22	2	
103	日向平(3)	大野南	日向平	45	25	12	1	町道 25
104	蔭平	大野南	大江	48	75	10	2	
105	北迫	大野南	北迫	35	30	14	1	町道 20
106	平原	曾根	油免	35	45	14	2	
107	田名上(1)	佐賀	田名上	38	150	16	3	県道 35
108	田名上(3)	佐賀	田名上	42	22	10	1	
109	田名中	佐賀	中田	32	15	13	1	
110	丸山(1)	佐賀	丸山	38	14	8	1	
111	丸山(3)	佐賀	丸山	35	17	12	1	
112	丸山(2)	佐賀	丸山	38	17	25	1	
113	丸山(6)	佐賀	丸山	38	40	20	2	町道 40
114	中尾(1)	佐賀	中尾	32	26	18	1	
115	中尾(2)	佐賀	中尾	50	28	15	1	
116	大段	佐賀	大段	35	60	12	2	
117	西魚見	佐賀	西魚見	42	20	18	1	
118	東魚見(1)	佐賀	東魚見	45	26	9	1	
119	藪	佐賀	沖浦	30	200	25	3	町道 200
120	大田(2)	佐賀	大田	45	25	15	1	
121	大田(3)	佐賀	大田	40	30	15	1	
122	大田(4)	佐賀	大田	38	20	15	1	
123	大田(5)	佐賀	大田	35	45	10	1	
124	黒羽根(2)	佐賀	黒羽根	45	25	8	1	
125	秋森(3)	小郡	秋森	43	55	20	2	
126	秋森(2)	小郡	秋森	38	20	8	1	
127	秋森(1)	小郡	上秋森	40	150	50	3	町道 190
128	上秋森	小郡	秋森	55	30	12	2	町道 30
129	佐合(1)	佐合島	佐合	40	85	16	4	
130	佐合(3)	佐合島	佐合	30	12	15	1	
131	尾国(1)	尾国	尾国	38	20	20	1	町道 15
132	尾国(2)	尾国	尾国	45	40	20	3	県道 20
133	丸山(4)	佐賀	丸山	40	20	10	1	
134	丸山(5)	佐賀	丸山	40	25	18	1	
135	尾国下	尾国	西沖ノ口	35	250	30	6	県道 106、町道 28
136	奥下	曾根	小田	40	250	15	8	町道 200
137	田布路木(2)の①	宇佐木	田布路木	30	55	27	6	
138	梅ヶ尻	尾国	梅ヶ尻	48	50	12	0	ホテル 1

## 崩壊土砂流出危険地一覧

番号	位置		保全対象区の現況		
	大字	字	人家戸数 (戸)	公共施設	
				建物	その他
1	平生村	荒木	22	学校	県道、町道
2	"	東西原	40		"
3	"	小山	150	福祉センター	国道、県道
4	宇佐木	沼	100	幼稚園	"
5	"	西分	80		"
6	"	高佐原	30		町道
7	"	般若寺	20		"
8	大野北	萩原	50		県道、町道
9	"	今井	30		"
10	曾根	畠	50		県道、町道
11	佐賀	田名	60		町道
12	"	黒羽根	25		県道
13	小郡	秋森	12		県道、町道
14	"	"	19		"
15	尾国	尾国	50		県道、町道
16	大野北	摺木	30		"
17	"	長谷前	40		"
18	大野南	陰平	40		"
19	曾根	平原	30		"
20	佐賀	大星	10		"
21	尾国	日岸手	50		"
22	"	キヤダニ	2	堆肥センター	"
23	佐合島	松葉	20	交流センター	町道
24	平生	大段	15		"
25	平生村	小和田	25		国道
26	大野北	弁上	12		県道
27	大野南	南上	30		町道
28	佐賀	大段	15		"

## 山地災害危険区域一覧

番号	位置		保全対象区の現況		
	大字	字	人家戸数 (戸)	公共施設	
				建物	その他
1	平生村	小和田	5		町道
2	宇佐木	殿内	7		"
3	"	穴ヶ迫	6		"
4	"	田布路木	10		"
5	"	上殿	18		"
6	"	山田	3		"
7	"	高佐原	8		"
8	大野北	喜多	10		県道、町道
9	宇佐木	平生萩原	2		町道
10	大野北	長谷後	6		"
11	"	弁上	9		県道、町道
12	大野南	中村	3		町道
13	"	日向平	10		町道
14	"	陰平	11		"
15	"	園田	7		"
16	"	南下	12		"
17	曾根	地方上	12		"
18	"	地方下	8		"
19	"	奥下	35		"
20	"	畠	16		"
21	"	小方	12		"
22	"	向井原	3		"
23	佐賀	神花山	38	学校	"
24	"	戸浜	14		"
25	"	丸山	12		"
26	"	君石	14		県道
27	"	中上	6		県道、町道

番号	位置		保全対象区の現況		
	大字	字	人家戸数 (戸)	公共施設	
				建物	その他
28	"	才ヶ原	5		町道
29	"	名切	5		"
30	"	伊保木	10		県道
31	佐賀	高松	3		町道
32	"	平木	5		"
33	"	中尾	10		"
34	"	大段	20		"
35	"	花尾	5		"
36	"	薮	21		"
37	"	大田	5		"
38	"	惣田	6		
39	"	孤岩	20		県道
40	"	志田ヶ迫	11		町道
41	"	久保	9		"
42	"	人越木	5		"
43	"	西ヶ浴	7		"
44	"	上黒羽根	4		"
45	"	沖浦	2		"
46	小郡	西上ノ下	7		"
47	"	小郡	5		"
48	"	三ノ越	8		"
49	尾国	大内山	8		県道、町道
50	尾国	唐釜	1		県道
51	佐合島	佐合	16		町道
52	曾根	水揚	2		県道
53	堅ヶ浜	新開	22		町道
54	曾根	平原	5		"
55	佐賀	西魚見	2		県道
56	"	田名	4		町道
57	尾国	尾国	1		県道

## 土石流災害危険区域一覧

番号	水系名 河川名	渓流名	大字	人家戸数(戸)	公共的建物	公共施設(m)
1	田布施川	荒木川	平生	5		道路 50
2	大内川	西分川	"	6		道路 50
3	大内川 熊川	昭川	"	9		道路 150
4	大井川	大野萩原北川	大野北	8		道路 250
5	"	大野萩原中川	"	0 (8)		道路 50
6	"	大野萩原南川	"	0 (8)		道路 70
7	"	長谷後東大川	"	2 (5)		道路 70
8	"	長谷後東小川	"	0 (7)		道路 50
9	"	大井川	"	0 (5)		道路 50
10	"	長谷前大川	"	5 (10)		道路 200
11	"	長谷前小川	"	0 (5)		道路 200
12	"	日向平川	大野南	6		道路 1,200
13	"	園田川	"	5		道路 200
14	"	南川	"	6		道路 100
15	佐合北川	佐合北川	佐合島	15		
16	佐合南西川	佐合南西川	"	15		
17	佐合南中川	佐合南中川	"	0 (15)	交流センター	
18	佐合南東川	佐合南東川	"	10		
19	東魚見川	東魚見川	佐賀	12		道路 150
20	上組川	上組川	佐賀	20		道路 300
21	大段川	大段川	"	0 (9)		道路 100
22	伊保木川	伊保木川	"	14		道路 100
23	新地川	新地小川	曾根	8		道路 150
24	"	新地大川	"	5		道路 150
25	土穂石川	清水川	宇佐木	7		道路 300

## 砂防指定地関係災害危険区域一覧

番号	水系名	渓流名	大字	人家戸数(戸)	公共的建物	公共施設(m)
1	大内川	大内川	宇佐木	60		国道 200 町道 1,000
2	荒木川	荒木川	佐賀	50	交流センター 1	町道 800
3	黒羽根川	黒羽根川	佐賀	13		町道 100
4	久保田川	久保田川	"	8		県道 100
5	大田川	大田川	"	25		"
6	和田川	和田川	曾根	30	中学校 1 保育所 1 交流センター 1	町道 1,500
7	大段川	大段川	佐賀	5		町道 200
8	大内川	小和田川	宇佐木	15		町道 200
9	"	大内川	"			
10	"	遠井川	大野北			
11	"	"	"	16		町道 100
12	大井川	長谷川	"	15		県道 300 町道 400
13	浦河内川	浦河内川	尾国	62		県道 500
14	大内川	長芦川	大野北	35		県道 2,100
15	荒木川	荒木川	立ヶ浜	40		町道 300
16	大井川	長谷前川	大野北	18		町道 1,400
17	"	大井川	"	25		県道 700
18	"	神領川	大野南	28		町道 800
19	松本川	松本川	佐賀	126		県道 300 町道 3,900
20	伊保木川	伊保木川	"	100		県道 1,500 町道 580
21	吹越川	吹越川	曾根	20		町道 100
22	大井川	甘川	大野南	23		町道 500
23	"	神領川	"	50		県道 500 町道 500
24	浦河内川	浦河内川	尾国	62		県道 500 町道 1,100
25	伊保木川	伊保木川	佐賀	100		県道 1,500 町道 580
26	大内川	大内川				

## 地すべり防止区域一覧

(砂防課)

番号	区域名	所在 地				区域の面積(ha)	保全対象区域の現況		河川への影響
		都市	町村	大字	字		人家戸数(戸)	公共的施設(m)	
1	尾国	熊毛郡	平生町	尾国	大久保	8.6	16	県道500 町道690	無
2	長谷	"	"	大野北	長谷	28.0	25	県道700 町道550	有
3	日向平	"	"	大野南	日向平	28.0	33	町道700	"
4	伊保木	"	"	佐賀	伊保木	10.0	17	県道300 町道100	無
5	秋森	"	"	小郡	秋森	52.0	22	県道1,100 町道1,200	有
6	小郡	"	"	"	小郡	12.0	7	県道300 町道600	"
7	尾国下	"	"	尾国	尾国下	15.0	10	町道100	無
8	佐合島	"	"	佐合島	佐合島	32.0	50	町道600	有
9	堅ヶ浜西	"	"	堅ヶ浜	堅ヶ浜西	5.95	12	町道400	無

(農村整備課、農林水産省構造改善局)

番号	地すべり区域	流域河川名		所在 地				防止区域面積	地すべり区域面積	隣接する地域	河川への影響
		幹線	支渓名	都市	町村	大字	字				
1	佐賀上組			"	平生町	佐賀	上組	30.0	30.0	—	—

## 土砂災害警戒区域一覧

(急傾斜)

番号	大字	区域番号	区域名	地形要因			人家戸数(戸) 特別警戒 区域内	公共的建物 の名称	警戒区域		特別警戒区域	
				下端延 長(m)	傾斜高 さ(m)	傾斜度 (度)			告示年 月日	告示番号	告示年 月日	告示番号
1	宇佐木	K-344-RD583-001	宇佐木(一)(1)	55	5	50	3	2	H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
2	宇佐木	K-344-RD583-002	宇佐木(一)(2)	25	6	47	1	1	H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
3	宇佐木	K-344-RD583-003	宇佐木(一)(3)	183	10	49	7	5	H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
4	宇佐木	K-344-RD583-005	宇佐木(一)(4)	185	8	48	4	2	H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
5	宇佐木	K-344-RD583-006	宇佐木(一)(5)	100	7	48	2	2	H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
6	宇佐木	K-344-RD583-008	宇佐木(一)(6)	145	10	43	6	3	H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
7	宇佐木	K-344-RD583-009	宇佐木(一)(7)	100	11	42	8	2	H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
8	宇佐木	K-344-RD583-010	宇佐木(一)(8)	452	9	41	24	20	H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
9	宇佐木	K-344-RD583-011	宇佐木(一)(9)	143	25	42	18	5	H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
10	宇佐木	K-344-RD583-013	宇佐木(一)(10)	102	23	37	31	13	H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
11	宇佐木、柳井市 古開作	K-344-RD583-014	宇佐木(一)(11)	34	7	43	2	0	H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
12	宇佐木、柳井市 伊保庄	K-344-RD583-015	宇佐木(一)(12)	81	13	36	1	0	H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
13	宇佐木	K-344-RD583-016	宇佐木(一)(13)	45	9	43	1	1	H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
14	宇佐木	K-344-RD583-018	宇佐木(一)(14)	54	8	46	2	2	H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号

番号	大字	区域番号	区域名	地形要因			人家戸数(戸)	公共的建物の名称	警戒区域		特別警戒区域		
				下端延長(m)	傾斜高さ(m)	傾斜度(度)			特別警戒区域内	告示年月日	告示番号	告示年月日	
15	宇佐木、柳井市旭ヶ丘	K-344-RD583-019	宇佐木(一)(15)	256	17	35	18	12		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
16	宇佐木	K-344-RD583-022	宇佐木(一)(17)	198	8	44	4	3		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
17	宇佐木	K-344-RD583-025	宇佐木(一)(18)	30	13	46	1	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
18	宇佐木	K-344-RD583-026	宇佐木(一)(19)	39	6	42	1	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
19	宇佐木	K-344-RD583-028	宇佐木(一)(20)	17	6	42	1	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
20	宇佐木	K-344-RD583-030	宇佐木(一)(21)	26	5	43	1	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
21	宇佐木	K-344-RD583-033	宇佐木(一)(22)	77	6	42	1	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
22	宇佐木	K-344-RD584-002	宇佐木(一)(23)	61	7	48	1	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
23	宇佐木	K-344-RD584-004	宇佐木(一)(24)	25	27	41	1	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
24	宇佐木	K-344-RD681-015	宇佐木(一)(26)	114	8	48	2	2		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
25	佐賀	K-208-RD784-001	佐賀(一)(1)	195	10	39	0	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
26	佐賀、曾根	K-344-RD771-002	佐賀(一)(2)	429	17	37	12	3		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
27	佐賀	K-344-RD771-003	佐賀(一)(3)	532	16	43	20	5		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
28	佐賀、曾根	K-344-RD772-001	佐賀(一)(4)	126	18	37	3	2		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
29	佐賀	K-344-RD772-002	佐賀(一)(5)	268	10	43	11	6		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
30	佐賀	K-344-RD772-004	佐賀(一)(6)	120	11	43	3	2		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
31	佐賀	K-344-RD772-005	佐賀(一)(7)	405	13	43	14	7		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
32	佐賀	K-344-RD772-007	佐賀(一)(8)	255	9	40	4	4		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号

番号	大字	区域番号	区域名	地形要因			人家戸数(戸)	公共的建物の名称	警戒区域		特別警戒区域		
				下端延長(m)	傾斜高さ(m)	傾斜度(度)			特別警戒区域内	告示年月日	告示番号	告示年月日	
33	佐賀	K-344-RD772-008	佐賀(一)(9)	120	9	41	3	3		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
34	佐賀	K-344-RD772-009	佐賀(一)(10)	154	9	43	2	2		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
35	佐賀	K-344-RD772-011	佐賀(一)(11)	489	12	39	5	5		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
36	佐賀	K-344-RD772-012	佐賀(一)(12)	122	7	44	1	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
37	佐賀	K-344-RD772-013	佐賀(一)(13)	126	14	44	3	2		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
38	佐賀	K-344-RD772-015	佐賀(一)(14)	202	6	43	4	3		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
39	佐賀	K-344-RD772-017	佐賀(一)(15)	162	23	42	4	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
40	佐賀	K-344-RD774-002	佐賀(一)(16)	84	8	55	4	2		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
41	佐賀	K-344-RD774-004	佐賀(一)(17)	36	9	38	0	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
42	佐賀	K-344-RD774-005	佐賀(一)(18)	169	12	50	5	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
43	佐賀	K-344-RD783-002	佐賀(一)(19)	125	9	41	3	3		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
44	佐賀	K-344-RD783-006	佐賀(一)(20)	80	9	49	2	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
45	佐賀	K-344-RD783-007	佐賀(一)(21)	48	9	49	2	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
46	佐賀	K-344-RD783-009	佐賀(一)(22)	163	10	41	2	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
47	佐賀	K-344-RD783-019	佐賀(一)(23)	257	15	38	6	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
48	佐賀	K-344-RD783-020	佐賀(一)(24)	163	14	41	8	5		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
49	佐賀	K-344-RD783-021	佐賀(一)(25)	53	8	38	2	2		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
50	佐賀	K-344-RD783-023	佐賀(一)(26)	122	12	36	3	3		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号

番号	大字	区域番号	区域名	地形要因			人家戸数(戸)	公共的建物の名称	警戒区域		特別警戒区域		
				下端延長(m)	傾斜高さ(m)	傾斜度(度)			特別警戒区域内	告示年月日	告示番号	告示年月日	
51	佐賀	K-344-RD783-024	佐賀(一)(27)	112	10	38	2	2		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
52	佐賀	K-344-RD783-027	佐賀(一)(28)	268	7	41	5	4		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
53	佐賀	K-344-RD783-032	佐賀(一)(29)	219	7	49	7	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
54	佐賀	K-344-RD881-002	佐賀(一)(30)	110	7	46	2	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
55	佐賀	K-344-RD881-005	佐賀(一)(31)	421	20	38	8	6		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
56	佐賀	K-344-RD881-007	佐賀(一)(32)	30	7	45	2	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
57	佐賀	K-344-RD784-004	佐賀(一)(33)	41	40	40	0	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
58	佐合島	K-344-RD872-001	佐合島(一)(1)	69	28	34	5	4		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
59	佐合島	K-344-RD874-002	佐合島(一)(2)	108	8	46	2	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
60	佐合島	K-344-RD874-003	佐合島(一)(3)	43	7	39	3	3		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
61	小郡	K-344-RD882-003	小郡(一)(1)	147	7	42	3	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
62	小郡	K-344-RD882-005	小郡(一)(2)	148	9	41	2	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
63	小郡	K-344-RD882-006	小郡(一)(3)	263	11	41	5	3		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
64	小郡	K-344-RD882-009	小郡(一)(4)	79	11	34	0	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
65	小郡	K-344-RD882-013	小郡(一)(5)	36	6	42	1	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
66	小郡	K-344-RD882-014	小郡(一)(6)	169	20	38	5	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
67	小郡	K-344-RD882-015	小郡(一)(7)	29	7	51	1	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
68	小郡	K-344-RD882-018	小郡(一)(8)	113	9	46	2	2		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号

番号	大字	区域番号	区域名	地形要因			人家戸数(戸)	公共的建物の名称	警戒区域		特別警戒区域		
				下端延長(m)	傾斜高さ(m)	傾斜度(度)			特別警戒区域内	告示年月日	告示番号	告示年月日	
69	小郡	K-344-RD882-019	小郡(一)(9)	84	14	38	0	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
70	曾根	K-208-RD674-002	曾根(一)(1)	171	8	32	1	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
71	曾根、大野南	K-344-RD672-005	曾根(一)(2)	58	6	39	1	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
72	曾根	K-344-RD673-001	曾根(一)(3)	524	23	42	45	4		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
73	曾根	K-344-RD674-001	曾根(一)(4)	505	21	43	34	2		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
74	曾根	K-344-RD674-003	曾根(一)(5)	19	5	38	1	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
75	曾根	K-344-RD674-004	曾根(一)(6)	278	7	39	10	6		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
76	曾根	K-344-RD674-005	曾根(一)(7)	66	7	46	2	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
77	曾根、大野南	K-344-RD674-012	曾根(一)(8)	175	7	42	6	4		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
78	曾根	K-344-RD674-015	曾根(一)(9)	61	9	44	2	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
79	曾根	K-344-RD674-016	曾根(一)(10)	72	18	42	0	0	平生第一配水池	H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
80	曾根	K-344-RD674-017	曾根(一)(11)	225	14	40	6	6		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
81	曾根	K-344-RD674-019	曾根(一)(12)	20	8	41	2	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
82	曾根	K-344-RD674-022	曾根(一)(13)	76	8	41	4	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
83	曾根	K-344-RD674-023	曾根(一)(14)	145	7	49	4	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
84	曾根	K-344-RD674-024	曾根(一)(15)	289	13	43	5	3		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
85	曾根、佐賀	K-344-RD771-001	曾根(一)(16)	199	16	35	7	3		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
86	曾根	K-344-RD772-022	曾根(一)(17)	200	8	38	3	2		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号

番号	大字	区域番号	区域名	地形要因			人家戸数(戸)	公共的建物の名称	警戒区域		特別警戒区域		
				下端延長(m)	傾斜高さ(m)	傾斜度(度)			特別警戒区域内	告示年月日	告示番号	告示年月日	
87	曾根	K-344-RD781-001	曾根(一)(18)	38	8	49	1	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
88	曾根	K-344-RD781-002	曾根(一)(19)	142	8	45	3	3		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
89	曾根	K-344-RD781-003	曾根(一)(20)	139	10	39	3	3		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
90	大野南	K-344-RD674-007	大野南(一)(1)	14	6	43	1	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
91	大野南	K-344-RD674-009	大野南(一)(2)	27	6	44	2	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
92	大野南	K-344-RD674-010	大野南(一)(3)	52	9	40	1	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
93	大野南	K-344-RD683-002	大野南(一)(4)	85	7	36	1	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
94	大野南	K-344-RD683-006	大野南(一)(5)	74	7	41	2	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
95	大野南	K-344-RD683-007	大野南(一)(6)	83	8	41	1	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
96	大野南	K-344-RD683-012	大野南(一)(8)	400	12	41	7	4		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
97	大野南	K-344-RD683-014	大野南(一)(9)	189	12	40	4	4		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
98	大野南	K-344-RD683-015	大野南(一)(10)	223	17	38	6	5		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
99	大野南	K-344-RD683-016	大野南(一)(11)	410	10	46	8	6		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
100	大野南	K-344-RD683-017	大野南(一)(12)	77	6	56	2	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
101	大野南	K-344-RD683-019	大野南(一)(13)	210	8	45	3	2		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
102	大野南	K-344-RD683-027	大野南(一)(14)	48	10	40	1	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
103	大野北	K-344-RD583-032	大野北(一)(1)	301	9	46	7	4		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
104	大野北	K-344-RD681-001	大野北(一)(2)	174	8	42	3	2		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号

番号	大字	区域番号	区域名	地形要因			人家戸数(戸)	公共的建物の名称	警戒区域		特別警戒区域		
				下端延長(m)	傾斜高さ(m)	傾斜度(度)			特別警戒区域内	告示年月日	告示番号	告示年月日	
105	大野北	K-344-RD681-002	大野北(一)(3)	286	12	39	17	4		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
106	大野北	K-344-RD681-003	大野北(一)(4)	20	7	49	1	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
107	大野北	K-344-RD681-004	大野北(一)(5)	83	11	40	3	3		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
108	大野北	K-344-RD681-005	大野北(一)(6)	54	8	59	2	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
109	大野北	K-344-RD681-009	大野北(一)(7)	165	8	44	3	3		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
110	大野北	K-344-RD681-010	大野北(一)(8)	100	23	40	3	2		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
111	大野北	K-344-RD681-013	大野北(一)(9)	33	20	44	2	2		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
112	大野北、宇佐木	K-344-RD681-014	大野北(一)(10)	52	13	44	1	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
113	大野北	K-344-RD681-016	大野北(一)(11)	267	16	39	5	5		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
114	大野北	K-344-RD681-017	大野北(一)(12)	136	11	46	2	2		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
115	大野北	K-344-RD681-018	大野北(一)(13)	72	8	50	2	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
116	大野北	K-344-RD681-019	大野北(一)(14)	65	18	43	1	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
117	大野北	K-344-RD681-022	大野北(一)(15)	136	16	46	3	3		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
118	大野北	K-344-RD683-021	大野北(一)(16)	143	6	48	6	3		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
119	大野北	K-344-RD683-022	大野北(一)(17)	239	11	40	5	3		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
120	大野北	K-344-RD683-024	大野北(一)(18)	117	8	46	3	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
121	大野北	K-344-RD683-026	大野北(一)(19)	37	9	43	1	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
122	大野北	K-344-RD681-025	大野北(一)(20)	25	16	43	0	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号

番号	大字	区域番号	区域名	地形要因			人家戸数(戸)	公共的建物の名称	警戒区域		特別警戒区域		
				下端延長(m)	傾斜高さ(m)	傾斜度(度)			特別警戒区域内	告示年月日	告示番号	告示年月日	
123	豊ヶ浜	K-344-RD574-001	豊ヶ浜(一)(1)	119	8	45	6	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
124	豊ヶ浜	K-344-RD574-002	豊ヶ浜(一)(2)	113	7	39	2	2		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
125	豊ヶ浜、平生村	K-344-RD574-004	豊ヶ浜(一)(3)	243	18	43	19	2		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
126	豊ヶ浜	K-344-RD574-003	豊ヶ浜(一)(4)	66	8	46	2	2		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
127	尾国	K-344-RD884-001	尾国(一)(1)	273	30	38	6	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
128	尾国	K-344-RD884-002	尾国(一)(2)	13	12	34	1	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
129	尾国	K-344-RD884-003	尾国(一)(3)	292	35	34	11	2		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
130	尾国	K-344-RD884-004	尾国(一)(4)	55	9	47	3	0		H28.7.22	山口県告示第242号	—	—
131	尾国	K-344-RD893-001	尾国(一)(5)	52	6	48	2	2		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
132	尾国	K-344-RD893-003	尾国(一)(7)	56	5	53	2	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
133	尾国	K-344-RD982-001	尾国(一)(6)	215	12	54	0	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
134	平生村、豊ヶ浜	K-344-RD574-006	平生村(一)(1)	259	11	39	13	4		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
135	平生村	K-344-RD574-007	平生村(一)(2)	145	8	41	2	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
136	平生村	K-344-RD574-008	平生村(一)(3)	69	7	39	2	2		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
137	平生村	K-344-RD574-009	平生村(一)(4)	51	8	47	1	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
138	平生村	K-344-RD574-011	平生村(一)(5)	77	6	43	1	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
139	平生村	K-344-RD574-012	平生村(一)(6)	171	6	52	5	3		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
140	平生村、宇佐木	K-344-RD574-013	平生村(一)(7)	101	8	47	1	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号

番号	大字	区域番号	区域名	地形要因			人家戸数(戸)	公共的建物の名称	警戒区域		特別警戒区域		
				下端延長(m)	傾斜高さ(m)	傾斜度(度)			特別警戒区域内	告示年月日	告示番号	告示年月日	
141	平生村	K-344-RD574-014	平生村(一)(8)	28	6	50	1	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
142	平生村、宇佐木	K-344-RD574-015	平生村(一)(9)	56	9	42	2	0		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
143	平生村	K-344-RD574-017	平生村(一)(10)	24	5	40	1	1		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
144	平生町	K-344-RD672-001	平生町(一)(1)	238	7	52	19	3		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号
145	平生町	K-344-RD672-003	平生町(一)(2)	247	8	40	18	13		H28.7.22	山口県告示第242号	H28.7.22	山口県告示第243号

(土石流)

番号	渓流番号	渓流名	大字	流域面積(km <sup>2</sup> )	保全対象						
					警戒区域				特別警戒区域		
					土地面積(m <sup>2</sup> )	人家戸数(戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設等	土地面積(m <sup>2</sup> )	人家戸数(戸)	
1	D344-RD574-001	豊ヶ浜(二)(1)	豊ヶ浜	0.05	70,087	15		熊毛南高校	160	0	
2	D344-RD574-002	豊ヶ浜(二)(2)	豊ヶ浜	0.09	120,065	30			-	-	
3	D344-RD574-003	平生村(二)(1)	平生村、豊ヶ浜	0.01	45,097	7			274	0	
4	D344-RD574-005	平生村(二)(2)	平生村、豊ヶ浜	0.20	115,706	24	ひらお保育園		20,148	9	
5	D344-RD574-006a	平生村(二)(3)	平生村	0.05	36,950	8			632	0	
6	D344-RD574-006b	平生村(二)(4)	平生村	0.01	22,937	5			110	0	
7	D344-RD574-007	平生村(二)(5)	平生村	0.11	45,394	27			9,550	5	
8	D344-RD583-001	宇佐木(二)(1)	宇佐木、平生村	0.10	147,505	34			1,843	0	

番号	溪流番号	溪流名	大字	流域面積 (km <sup>2</sup> )	保全対象					
					警戒区域				特別警戒区域	
					土地面積 (m <sup>2</sup> )	人家戸数 (戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設等	土地面積 (m <sup>2</sup> )	人家戸数 (戸)
9	D344-RD583-002b	宇佐木(二)(2)	宇佐木	0.05	87,122	69			8,374	0
10	D344-RD583-004	宇佐木(二)(3)	宇佐木	0.07	70,745	39		宇佐木地域交流センター	1,403	0
11	D344-RD583-006	宇佐木(二)(4)	宇佐木	0.01	31,192	22		宇佐木地域交流センター	43	0
12	D344-RD583-007	宇佐木(二)(5)	宇佐木	0.01	42,413	51			-	-
13	D344-RD583-009a	宇佐木(二)(6)	宇佐木、大野北	0.07	115,923	33			5,003	0
14	D344-RD583-009c	宇佐木(二)(7)	宇佐木	0.03	118,746	25			2,241	0
15	D344-RD583-010	宇佐木(二)(8)	宇佐木	0.02	71,242	22			13	0
16	D344-RD583-011	宇佐木(二)(9)	宇佐木	0.03	45,358	14			256	0
17	D344-RD583-012	宇佐木(二)(10)	宇佐木	0.02	35,084	9			-	-
18	D344-RD584-001	宇佐木(二)(11)	宇佐木	0.06	117,117	28			3,207	0
19	D344-RD583-008a	大野北(二)(1)	大野北、宇佐木	0.02	109,750	21			67	0
20	D344-RD583-008b	大野北(二)(2)	大野北、宇佐木	0.01	41,036	18			-	-
21	D344-RD681-002	大野北(二)(3)	大野北	0.01	52,490	50			344	0
22	D344-RD681-003	大野北(二)(4)	大野北	0.01	59,887	54			252	0
23	D344-RD681-004	大野北(二)(5)	大野北	0.08	115,743	49		大野北地区老人作業所	-	-
24	D344-RD681-005	大野北(二)(6)	大野北	0.03	160,571	96		大野北地区老人作業所	78	0
25	D344-RD681-006	大野北(二)(7)	大野北、大野南	0.01	118,008	28		大野地区老人作業所	139	0

番号	渓流番号	渓流名	大字	流域面積 (km <sup>2</sup> )	保全対象					
					警戒区域				特別警戒区域	
					土地面積 (m <sup>2</sup> )	人家戸数 (戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設等	土地面積 (m <sup>2</sup> )	人家戸数 (戸)
26	D344-RD681-007	大野北(二)(8)	大野北、大野南	0.20	141,060	29		大野地区老人作業所	-	-
27	D344-RD681-008	大野北(二)(9)	大野北、大野南	0.03	150,428	34		大野地区老人作業所	203	0
28	D344-RD681-009	大野北(二)(10)	大野北、大野南	0.17	144,680	29		大野地区老人作業所	2,129	0
29	D344-RD683-002	大野北(二)(11)	大野北、大野南	0.61	108,861	27			-	-
30	D344-RD683-003	大野北(二)(12)	大野北、大野南	0.02	123,997	34		大野地域交流センター	102	0
31	D344-RD683-004	大野南(二)(1)	大字大野南	0.05	85,010	19			1,757	0
32	D344-RD683-005	大野南(二)(2)	大字大野南	0.07	86,863	6			-	-
33	D344-RD683-006	大野南(二)(3)	大字大野南	0.16	122,835	18			2,574	0
34	D344-RD683-007	大野南(二)(4)	大字大野南	0.11	93,419	19			2,443	0
35	D344-RD683-008	大野南(二)(5)	大字大野南	0.36	58,809	14			12,789	2
36	D344-RD683-009	大野南(二)(6)	大字大野南	0.43	61,173	14			-	-
37	D208-RD674-004	曾根(二)(1)	曾根	0.05	106,833	31	平生町福祉センター、つつじ苑、寿海苑		2,505	0
38	D344-RD674-001	曾根(二)(2)	曾根	0.01	14,428	8			96	0
39	D344-RD674-002	曾根(二)(3)	曾根	0.01	19,221	15			115	0
40	D344-RD674-003	曾根(二)(4)	曾根	0.05	11,667	9			-	-
41	D344-RD674-005	曾根(二)(5)	曾根	0.05	84,998	5			312	0
42	D344-RD772-001	曾根(二)(6)	曾根	0.01	105,437	18			36	0

番号	渓流番号	渓流名	大字	流域面積 (km <sup>2</sup> )	保全対象					
					警戒区域				特別警戒区域	
					土地面積 (m <sup>2</sup> )	人家戸数 (戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設等	土地面積 (m <sup>2</sup> )	人家戸数 (戸)
43	D344-RD772-002	曾根(二)(7)	曾根	0.01	198,484	41			226	0
44	D344-RD772-003a	曾根(二)(8)	曾根	0.04	42,280	3			3,182	0
45	D344-RD772-003b	曾根(二)(9)	曾根	0.02	44,057	5			212	0
46	D344-RD772-003c	曾根(二)(10)	曾根	0.02	45,967	10			-	-
47	D344-RD781-001	曾根(二)(11)	曾根	0.05	297,059	57		平生中学校	866	0
48	D344-RD781-002	曾根(二)(12)	曾根	0.04	280,219	57			713	0
49	D344-RD781-003	曾根(二)(13)	曾根	0.06	327,173	69			160	0
50	D344-RD772-004	佐賀(二)(1)	佐賀	0.04	23,089	15		田名児童館	2,712	0
51	D344-RD772-005	佐賀(二)(2)	佐賀	0.13	37,019	16			7,895	3
52	D344-RD772-006	佐賀(二)(3)	佐賀	0.06	32,211	23			1,983	0
53	D344-RD772-008a	佐賀(二)(4)	佐賀	0.02	32,655	6			188	0
54	D344-RD772-009	佐賀(二)(5)	佐賀	0.12	74,990	7			13,247	0
55	D344-RD772-010	佐賀(二)(6)	佐賀	0.21	113,576	7			17,014	0
56	D344-RD772-012	佐賀(二)(7)	佐賀	0.06	13,230	10			3,012	4
57	D344-RD783-001	佐賀(二)(8)	佐賀	0.10	168,050	80		佐賀西部地区老人憩いの家	-	-
58	D344-RD783-002	佐賀(二)(9)	佐賀	0.28	424,451	191	みつおかクリニック	佐賀小学校	-	-
59	D344-RD783-003	佐賀(二)(10)	佐賀	0.01	389,759	166	みつおかクリニック	佐賀小学校	-	-

番号	渓流番号	渓流名	大字	流域面積 (km <sup>2</sup> )	保全対象					
					警戒区域				特別警戒区域	
					土地面積 (m <sup>2</sup> )	人家戸数 (戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設等	土地面積 (m <sup>2</sup> )	人家戸数 (戸)
60	D344-RD783-005a	佐賀(二)(11)	佐賀	1.00	103,859	16	佐賀保育園		-	-
61	D344-RD783-005b	佐賀(二)(12)	佐賀	0.03	109,648	17	佐賀保育園		434	0
62	D344-RD783-005c	佐賀(二)(13)	佐賀	0.04	121,158	16	佐賀保育園		3,740	0
63	D344-RD783-006	佐賀(二)(14)	佐賀	0.03	153,790	21	佐賀保育園		1,062	0
64	D344-RD783-009	佐賀(二)(15)	佐賀	0.07	23,955	7			1,404	0
65	D344-RD783-010	佐賀(二)(16)	佐賀	0.50	152,647	40			-	-
66	D344-RD881-001	佐賀(二)(17)	佐賀	0.01	93,881	40			15	0
67	D344-RD881-002	佐賀(二)(18)	佐賀	0.01	19,732	18			-	-
68	D344-RD881-003a	佐賀(二)(19)	佐賀	0.16	39,137	1		佐賀地区浄化センター	15,625	0
69	D344-RD881-003b	佐賀(二)(20)	佐賀	0.08	34,681	1		佐賀地区浄化センター	7,198	0
70	D344-RD881-004	佐賀(二)(21)	佐賀、小郡	0.35	72,931	10			18,017	0
71	D344-RD882-001a	小郡(二)(1)	小郡	0.16	59,457	11			672	0
72	D344-RD882-002	小郡(二)(2)	小郡	0.06	61,852	14			1,237	0
73	D344-RD882-003	小郡(二)(3)	小郡	0.04	71,492	18			1,138	0
74	D344-RD882-004	小郡(二)(4)	小郡	0.06	53,150	15			204	0
75	D344-RD882-005	小郡(二)(5)	小郡	0.02	27,000	6			328	0
76	D344-RD882-006	小郡(二)(6)	小郡	0.04	59,904	5			2,361	0

番号	溪流番号	溪流名	大字	流域面積 (km <sup>2</sup> )	保全対象					
					警戒区域				特別警戒区域	
					土地面積 (m <sup>2</sup> )	人家戸数 (戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設等	土地面積 (m <sup>2</sup> )	人家戸数 (戸)
77	D344-RD882-007	小郡(二)(7)	小郡	0.04	49,304	5			1,090	0
78	D344-RD882-008	小郡(二)(8)	小郡	0.04	60,270	9			877	0
79	D344-RD893-002a	尾国(二)(1)	尾国	0.11	120,728	1			914	0
80	D344-RD893-002b	尾国(二)(2)	尾国	0.09	125,853	1			2,993	0
81	D344-RD893-003	尾国(二)(3)	尾国	0.29	97,192	41		佐賀地域交流センター尾国分館、尾国地区老人作業所	4,996	2
82	D344-RD893-004	尾国(二)(4)	尾国	0.36	76,678	21			-	-
83	D344-RD874-001	佐合島(二)(1)	佐合島	0.05	25,573	26		佐賀地域交流センター佐合分館	105	0
84	D344-RD874-002	佐合島(二)(2)	佐合島	0.01	19,461	0			36	0
85	D344-RD874-003	佐合島(二)(3)	佐合島	0.02	36,130	25		佐賀地域交流センター佐合分館	-	-
86	D344-RD583-013	宇佐木(二)(12)	宇佐木、平生村	0.01	106,853	35			-	-

(地すべり)

番号	区域名	大字	区域面積(ha)	保全対象		警戒区域
				人家戸数(戸)	公共的施設等	
1	豊ヶ浜(三)(1)	豊ヶ浜、平生村	0.91	5		H24.4.17
2	大野北(三)(1)	大野北	0.79	1	大野地区老人作業所	H24.4.17
3	大野南(三)(1)	大野南	4.36	5		H24.4.17
4	佐賀(三)(1)	佐賀	0.29	1		H24.4.17
5	佐賀(三)(2)	佐賀	11.30	1		H24.4.17
6	小郡(三)(1)	小郡	0.26	1		H24.4.17
7	佐合島(三)(1)	佐合島	0.29	11		H24.4.17
8	小郡(三)(2)	小郡	0.21	2		H24.4.17
9	尾国(三)(1)	尾国、小郡	0.43	2		H24.4.17
10	尾国(三)(2)	尾国	0.84	9		H24.4.17

※土砂災害警戒区域・特別警戒区域は、土砂災害ハザードマップに掲載

## 要配慮者利用施設一覧

(土砂災害警戒区域)

番号	施設名	所在地	施設種類
1	特別養護老人ホームつつじ苑	平生町大字曾根 10126-2	高齢者施設
2	養護老人ホーム寿海苑	平生町大字曾根 10126-2	高齢者施設
3	介護老人保健施設はとがみね	平生町大字佐賀 10002-77	高齢者施設
4	平生町社会福祉協議会さが・みんなの家	平生町大字佐賀 1572	高齢者施設
5	上関温泉デイサービス倶楽部	平生町大字尾国 20-1	高齢者施設
6	佐賀保育園	平生町大字佐賀 1525-1	児童福祉施設
7	佐賀児童クラブ	平生町大字佐賀 1525-1	児童福祉施設
8	ひらお保育園	平生町大字平生村 1357-1	児童福祉施設
9	なかよしハウス	平生町大字平生村 1357-1	児童福祉施設
10	熊毛南高等学校	平生町大字豊ヶ浜 666	学校施設
11	平生中学校	平生町大字曾根 1844	学校施設
12	佐賀小学校	平生町大字佐賀 2020	学校施設
13	光輝病院	平生町大字佐賀 10002-77	医療施設
14	みつおかクリニック	平生町大字佐賀 2289-1	医療施設
15	ときまさ歯科医院	平生町大字豊ヶ浜 777-4	医療施設

(洪水浸水想定区域)

番号	施設名	所在地	施設種類
1	子育て世代包括支援センター	平生町大字平生村 178	社会福祉施設
2	平生小学校	平生町大字大野南 83	学校施設
3	熊毛南高校	平生町大字豎ヶ浜 666	学校施設
4	平生町社会福祉協議会	平生町大字平生村 618-2	社会福祉施設
5	平生町高齢者地域包括支援センター	平生町大字平生村 618-2	社会福祉施設
6	指定就労継続支援事業所あいあむ	平生町大字平生村 618-2	社会福祉施設
7	ひらお・みんなの家	平生町大字平生村 618-2	社会福祉施設
8	ケアセンターあいあむ	平生町大字平生村 618-2	社会福祉施設
9	はつらつセンター	平生町大字平生村 618-2	社会福祉施設
10	あおぞら	平生町大字平生村 824-3	社会福祉施設
11	そよかぜ	平生町大字平生村 824-3	社会福祉施設
12	ワークショップ未来	平生町大字平生村 850-1	社会福祉施設
13	住宅型有料老人ホーム ル・モンド平生	平生町大字平生町 568-18	社会福祉施設
14	デイサービスセンターブリスケア平生	平生町大字平生町 568-18	社会福祉施設
15	介護老人保健施設 なでしこ	平生町大字平生村 895	社会福祉施設
16	グループホーム なでしこ	平生町大字平生村 895	社会福祉施設
17	向井医院	平生町大字平生村 175-1	医療施設
18	平生クリニックセンター	平生町大字平生町 569-12	医療施設
19	たけの子クリニック	平生町大字平生村 765-2	医療施設
20	おきの内科糖尿病クリニック	平生町大字平生村 552-4	医療施設
21	平生訪問看護ステーションきらら	平生町大字平生町 569-14	医療施設
22	ときまさ歯科医院	平生町大字豎ヶ浜 777-4	医療施設
23	国重歯科医院	平生町大字平生村 564-2	医療施設
24	岡崎歯科医院	平生町大字平生村 605-4	医療施設

(津波浸水想定区域)

番号	施設名	所在地	施設種類
1	子育て世代包括支援センター	平生町大字平生村 178	社会福祉施設
2	平生町社会福祉協議会	平生町大字平生村 618-2	社会福祉施設
3	平生町高齢者地域包括支援センター	平生町大字平生村 618-2	社会福祉施設
4	指定就労継続支援事業所あいあむ	平生町大字平生村 618-2	社会福祉施設
5	ひらお・みんなの家	平生町大字平生村 618-2	社会福祉施設
6	ケアセンターあいあむ	平生町大字平生村 618-2	社会福祉施設
7	はつらつセンター	平生町大字平生村 618-2	社会福祉施設
8	あおぞら	平生町大字平生村 824-3	社会福祉施設
9	そよかぜ	平生町大字平生村 824-3	社会福祉施設
10	ワークショップ未来	平生町大字平生村 850-1	社会福祉施設
11	住宅型有料老人ホーム ル・モンド平生	平生町大字平生町 568-18	社会福祉施設
12	デイサービスセンターブリスケア平生	平生町大字平生町 568-18	社会福祉施設
13	介護老人保健施設 なでしこ	平生町大字平生村 895	社会福祉施設
14	グループホーム なでしこ	平生町大字平生村 895	社会福祉施設
15	向井医院	平生町大字平生村 175-1	医療施設
16	平生クリニックセンター	平生町大字平生町 569-12	医療施設

17	たけの子クリニック	平生町大字平生村 765-2	医療施設
18	平生訪問看護ステーションきらら	平生町大字平生町 569-14	医療施設
19	ひろなか歯科	平生町大字曾根 2354-36	医療施設
20	国重歯科医院	平生町大字平生村 564-2	医療施設
21	岡崎歯科医院	平生町大字平生村 605-4	医療施設

(高潮浸水想定区域)

番号	施設名	所在地	施設種類
1	平生中央児童館	平生町大字大野南 94	社会福祉施設
2	平生児童クラブ	平生町大字大野南 94	社会福祉施設
3	平生幼稚園	平生町大字大野南 92-2	学校施設
4	子育て世代包括支援センター	平生町大字平生村 178	社会福祉施設
5	平生小学校	平生町大字大野南 83	学校施設
6	熊毛南高校	平生町大字豊ヶ浜 666	学校施設
7	平生町社会福祉協議会	平生町大字平生村 618-2	社会福祉施設
8	平生町高齢者地域包括支援センター	平生町大字平生村 618-2	社会福祉施設
9	指定就労継続支援事業所あいあむ	平生町大字平生村 618-2	社会福祉施設
10	ひらお・みんなの家	平生町大字平生村 618-2	社会福祉施設
11	ケアセンターあいあむ	平生町大字平生村 618-2	社会福祉施設
12	はつらつセンター	平生町大字平生村 618-2	社会福祉施設
13	あおぞら	平生町大字平生村 824-3	社会福祉施設
14	そよかぜ	平生町大字平生村 824-3	社会福祉施設
15	ワークショップ未来	平生町大字平生村 850-1	社会福祉施設
16	住宅型有料老人ホーム ル・モンド平生	平生町大字平生町 568-18	社会福祉施設
17	デイサービスセンターブリスケア平生	平生町大字平生町 568-18	社会福祉施設
18	デイサービスセンターサンコート	平生町大字平生町 5-56	社会福祉施設
19	サービス付高齢者向け住宅 サンコート	平生町大字平生町 5-56	社会福祉施設
20	ケアハウスサンガーデン	平生町大字平生町 5-17	社会福祉施設
21	介護老人保健施設 なでしこ	平生町大字平生村 895	社会福祉施設
22	グループホーム なでしこ	平生町大字平生村 895	社会福祉施設
23	グループホーム さんぽみち	平生町大字平生村 862-2	社会福祉施設
24	平生町社会福祉協議会さが・みんなの家	平生町大字佐賀 1572	社会福祉施設
25	向井医院	平生町大字平生村 175-1	医療施設
26	平生クリニックセンター	平生町大字平生町 569-12	医療施設
27	たけの子クリニック	平生町大字平生村 765-2	医療施設
28	さいとう整形外科	平生町大字平生村 675-1	医療施設
29	おきの内科糖尿病クリニック	平生町大字平生村 552-4	医療施設
30	ふじわら医院 平生診療所	平生町大字佐賀 3775-14	医療施設
31	平生訪問看護ステーションきらら	平生町大字平生町 569-14	医療施設
32	ときまさ歯科医院	平生町大字豊ヶ浜 777-4	医療施設
33	ひろなか歯科	平生町大字曾根 2354-36	医療施設
34	国重歯科医院	平生町大字平生村 564-2	医療施設
35	岡崎歯科医院	平生町大字平生村 605-4	医療施設

## 危険ため池一覧

池名	管理 代表者	ため池規模			予想され る危険	対策水防工 法	保全対象の現象区 況	
		堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m³)			人口戸 数(戸)	冠水面 積(ha)
新池	共同 久保田博行	6.7	35.0	4,900	堤体決壊	ため池切開	20(5)	18.6
宇津和	共同 瀬戸孝博	3.1	70.0	1,400	堤体決壊	ため池切開	236(59)	22.1
道口	共同 吉光智恵	4.4	50.0	1,100	堤体決壊	ため池切開	2(1)	11.9
佐川	共同 佐川正友	3.2	24.0	1,000	堤体決壊	ため池切開	8(8)	5.2

## 暴風・高潮による孤立危険区域一覧（海岸、島部）

孤立危険箇所	孤立原因	役場から危険区域 に至る路線状況	危険区域内の 世帯数、人口	避難予定場所 の状況	通信設備 (非常連絡の方法)
佐合島	暴風、高潮、 大雨等による 海上	佐賀～佐合島 航路	5世帯 8人 (2022.3月末)	覚勝寺	無線電話 一般電話

## 異常気象時通行規制区間および道路通行規制基準

路線名	区間	延長	危険内容	通行注意気象条件	通行止気象条件
県道光上関線	黒羽根線～秋森	1,100 m	落石	100m/m	200m/m
町道萩原線	堂坂～八代木付道路	500 m	落石	100m/m	200m/m

---

## 危險物所在施設

---

## 危険物製造所、貯蔵所、取扱所等一覧

番号	事業所名	区分	施設数	備考
1	三新化学工業(株)	製造所	6	
		屋外タンク貯蔵所	24	
		屋外貯蔵所	1	
		一般取扱所	18	
2	茨木塗料(株)	製造所	3	
		屋内貯蔵所	2	
		地下タンク貯蔵所	2	
		屋外貯蔵所	1	
		一般取扱所	1	
3	永大産業(株)	屋内貯蔵所	2	
		屋外タンク貯蔵所	0	
		屋外貯蔵所	0	
		給油取扱所(自家用)	1	
		一般取扱所	0	
4	晃和興産(株)	屋内貯蔵所	1	
		移動タンク貯蔵所	2	
		給油取扱所	1	
		一般取扱所	1	
5	(株)サンピット	移動タンク貯蔵所	10	
		給油取扱所	1	
		一般取扱所	1	
6	三新商事(株)	給油取扱所	2	
7	(株)三好石油	給油取扱所	1	
8	(有)オカダ石油	給油取扱所	1	
9	山田石油店	移動タンク貯蔵所	1	
		給油取扱所	1	
10	防長交通(株)	給油取扱所(自家用)	1	
11	山口県漁業協同組合 平生町支店	給油取扱所(船舶)	1	

番号	事業所名	区分	施設数	備考
12	(株)ナカタ・マックコーポレーション	屋内貯蔵所	1	
13	(株)柳井紙工	屋内貯蔵所	1	
14	名神(株)	屋内貯蔵所	1	
15	光輝病院	地下タンク貯蔵所	1	
		一般取扱所	1	
16	ケミカル運輸(株)	移動タンク貯蔵所	4	
17	(株)平生貨物	移動タンク貯蔵所	3	H20.10～休止中
18	大内川排水機場	地下タンク貯蔵所	1	
		一般取扱所	1	
19	中川排水機場	地下タンク貯蔵所	1	
20	平生海岸排水機場	地下タンク貯蔵所	1	
21	(株)ジュンテンドー	一般取扱所	1	

(令和2年12月31日現在)

## 高圧ガス製造所・貯蔵所数一覧

第一種製造者				第二種製造者	第一種 貯蔵所	第二種 貯蔵所	特定高圧 ガス消費者
一般	コンビ	LPG	一般・LPG	一般			
3		1		2		1	1

## 毒・劇物取扱施設一覧

番号	事業所名	設置場所	品目
1	茨城塗料(株) 柳井工場	平生町大字曾根 1982-1	トルエン、酢酸エチル、キシレン等
2	三新化学工業(株) 平生工場	平生町大字平生町 531	ジメチルP-ヒドロキシルフェニルスルホニウムヘキサフルオロアンチモナート、 1-ナフチルメチルメチルP-ヒドロキシルフェニルスルホニウムヘキサフルオロアンチモナート、アニリン、二硫化炭素、水酸化ナトリウム等
3	永大産業(株) 山口生産管理部	平生町大字曾根 2388	ホルムアルデヒド、フェノール等

---

## 觀測、予報施設

---

## 潮位観測所一覧

港湾名	観測所名	位置	所管名
久賀港	久賀港観測局	周防大島町港町	柳井土木建築事務所
安下庄港	安下庄港観測局	周防大島町三ツ松	
柳井港	柳井港観測局	柳井市柳井	

## 水位観測所及び水位基準一覧

水系名 河川名	観測所名	所管	位置	水防団待 機水位	はん濫注 意水位	避難判断 水位	はん濫危 険水位	対象市町
大内川水系 大内川	大内川水位局	県	平生町 平生村 137-5	0.8	1.1	設定 なし	1.9	平生町
田布施川 田布施川	下田布施水位局	県	田布施町 下田布施 3590	2.2	2.7	設定 なし	4.2	平生町 田布施町
田布施川 灸川	灸川橋水位局	県	田布施町 大波野 324-3	0.8	1.0	設定 なし	1.1	平生町 田布施町 柳井市

## 雨量観測所一覧

観測所名	位 置	所管名
柳商橋雨量局	柳井市柳井	柳井土木建築事務所
麻郷雨量局	田布施町麻郷	
皇座山雨量局	上関町室津	

---

## 防災物資、施設、資機材

---

## 水防用輸送設備・備蓄器具資材一覧

(令和3年1月31日現在)

区分		輸送設備			備蓄器具											
水防団体 団体名	倉庫の位置	乗用車 (台)	四輪駆動車 (台)	トラック	スコツ	つる	くは	おし	掛わ	かの	ペチ	のこ	じん	ハん	照マ	明器
				大	小	ツ	は	シ	わ	の	矢	ま	チ	こ	れん	い
平生町	平生町役場	27	4	1	6	42	5	5		3	20	4	10	8	7	6
	佐賀出張所	1				2	1	2			4	2	4	2	1	
計		28	4	1	6	44	6	7	0	3	24	6	14	10	8	6

区分		備蓄資器材						備考	
水防団体 団体名	倉庫の位置	ロープ (本)	杭 (本)		鉄線 (本)		土のう袋 (枚)	ブルーシート (枚)	
		5m	3m	2m	11番	14番			
平生町	平生町役場	3					2,100	100	
	佐賀出張所						100		
計		3					2,200	100	

## 通信施設一覧

(デジタル無線)

無線局の種別	識別信号	設置場所	免許番号	電波形式	空中線電力
固定局	「ぼうさいひらおちょう」	熊毛郡平生町大字平生町 210-1	中固第 14301 号	D7W	1.0W
基地局	「ぼうさいおおぼしやま」	熊毛郡平生町大字佐賀 544-34	中固第 14302 号	D7W	1.0W

(アナログ無線)

無線局の種別	識別信号	設置場所	免許番号	電波形式	空中線電力
固定局	「ぼうさいひらお」	熊毛郡平生町大字平生町 210-1	中第 12358 号	24K3G7W	1.0W
基地局	「ぼうさいひらお」	熊毛郡平生町大字佐賀 544-1	中基第 5670 号	F3E	5.0W

(その他屋外拡声子局一覧)

番号	設置名称	設置場所	番号	設置名称	設置場所
1	平生町役場	平生町大字平生町 210-1	16	黒羽根	平生町大字佐賀 139-1
2	大野地域交流センター	平生町大字大野南 755	17	佐賀地域交流センター 佐合分館	平生町大字佐合島 241
3	曾根地域交流センター	平生町大字曾根 1861-5	18	秋森	平生町大字小郡 335-2
4	宇佐木地域交流センター	平生町大字宇佐木 485-2	19	長谷	平生町大字大野北 1469
5	豎ヶ浜地域交流センター	平生町大字豎ヶ浜 358-1	20	日向平	平生町大字大野南 1543
6	佐賀地域交流センター 田名分館	平生町大字佐賀 3740-2	21	やぶ	平生町大字佐賀 379-1
7	佐賀地域交流センター	平生町大字佐賀 1525-1	22	名切	平生町大字佐賀 2987
8	佐賀地域交流センター 尾国分館	平生町大字尾国 463-2	23	萩原	平生町大字大野北 1305-3
9	山田	平生町大字宇佐木 873	24	水場	平生町大字曾根 428-8
10	上組	平生町大字佐賀 1418	25	小森	平生町大字佐賀 627-1
11	畠	平生町大字曾根 420-1	26	小郡	平生町大字小郡 98-2
12	伊保木	平生町大字佐賀 2471	27	荒木	平生町大字豎ヶ浜 651-3
13	喜多	平生町大字大野北 904-3	28	沼	町道高須磯崎線 (平生村 1124-1 付近)
14	百済部	平生町大字曾根 196-3	29	新市	平生町大字平生町 502-5
15	東魚見	平生町大字佐賀 565-2	30	田名埠頭	平生町大字佐賀 4000-33

## 消防水利の現況一覧

区分 町名	消火栓	防火水槽		プール	ため池等
		40t以上	20t以上 40t未満		
平生町	282	97	10	4	49

## 消防ポンプ自動車等現有台数一覧

(消防署車両一覧【柳井消防署所有】)

車名	水槽付消防自動車	消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学車	水槽車	救助工作車
台数	0	7	1	1	1	1

車名	高規格救急車	指揮車	小型動力ポンプ積載車	資器材運搬車	広報車
台数	7	1	1	1	8

(消防団車両一覧)

		消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ積載車	消防ポンプ積載軽消防車	資機材車
本部		1			1
第1分団	1部		1		
	2部		1		
	3部		1		
第2分団	1部		1		
	2部		1	1	
第3分団	1部		1		
	2部		1		
第4分団	1部		1		1
	2部		1		

## 指定避難所一覧

No	避難所名	収容人数(人)	電話番号	災害対応種別				
				洪水	土砂災害	津波	高潮	地震
1	佐賀地域交流センター尾国分館	80	58-1035	○	△	×	×	
2	佐賀地域交流センター佐合分館	30	58-1814	○	△	×	×	
3	佐賀地域交流センター	300	58-0211	○	△	○	○	
4	佐賀小学校	1,000	58-0024	○	△	○	○	
5	佐賀保育園	150	58-0125	○	△	○	○	
6	ひらおハートピアセンター	60	58-1725	○	○	○	○	
7	佐賀地域交流センター田名分館	60	56-6694	○	△	○	○	
8	曾根地域交流センター	140	56-2217	○	○	○	×	
9	平生中学校	2,090	56-2053	○	○	○	○	
10	平生町福祉センター	450	56-7300	○	×	○	○	
11	大野地域交流センター	150	56-2504	○	△	○	○	
12	中央児童館	110	56-1150	○	○	○	×	
13	平生幼稚園	220	56-2291	○	○	○	×	
14	平生小学校	1,830	56-2015	△	○	○	×	
15	平生まち・むら地域交流センター	420	56-5320	△	○	×	×	
16	平生町保健センター	210	56-7141	△	○	×	×	
17	平生町体育館	440	56-6262	△	○	×	×	
18	平生町武道館	220	56-6262	△	○	×	×	
19	平生町音楽道場	40	56-6262	△	○	×	×	
20	宇佐木地域交流センター	80	56-2493	△	△	○	×	
21	熊毛南高校（屋内運動場）	220	56-3017	△	△	○	×	
22	豊ヶ浜地域交流センター	50	56-6418	△	○	×	×	

施設の安全を確認後開設

## 避難港及び避泊地としての適性・収容能力一覧

港名	荒天時避泊の適否 (立地条件からみて)	避泊 (可能船舶の限度) (隻数)			最寄の避難港それまでの距離	
		汽船		漁船		
		500t 以上	500t 以下			
平生港	(1) 別府泊地、戎ヶ下泊地 小型船舶に適す (2) 佐合湾泊地 偏西風時馬島寄り海 域が適當		50		室津上関港 6 涼 室積港 5 涼	

---

## その他

---

## 都市計画用途地域一覧

種類	面積(ha)	建ぺい率(%)	容積率(%)
第1種低層住居専用地域	159.0	40、50	60、100
第2種低層住居専用地域	1.0	60	150
第1種中高層住居専用地域	78.0	60	200
第2種中高層住居専用地域	163.0	60	200
第1種住居地域	167.0	60	200
第2種住居地域	8.0	60	200
準住居地域	0.0	-	-
近隣商業地域	36.0	80	200
商業地域	30.0	80	400
商工業地域	102.0	60	200
工業地域	34.0	60	200
工業専用地域	45.0	60	200
合計	823.0	-	-

## 防火・準防火地域一覧

	面積(ha)	指定年月日	備考
防火地域	-	-	
準防火地域	30	S48.8.3	平生町告示第18号

# 平生町火入れに関する条例

昭和 59 年 3 月 26 日

条例第 16 号

## (趣旨)

第 1 条 この条例は、平生町の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 21 条の許可の手続その他必要な事項を定めるものとする。

## (許可の申請)

第 2 条 森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の 10 日前までに、様式第 1 号による申請書 2 通に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
- (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
- (3) 申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請書に明示しなければならない。

## (許可の要件)

第 3 条 町長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

## (許可証の交付等)

第 4 条 町長は、火入れの許可をするときは、森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき、第 8 条から第 15 条まで及び第 16 条第 4 項の規定を遵守して、これらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した様式第 2 号による許可証（以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。

2 町長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者

に交付するものとする。

(許可後における指示)

第5条 町長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第21条の規定に基づき、火入れの差し止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき7日以内とする。

(許可の対象面積)

第7条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、2ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を1ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、町長はこれを超えて許可をすることができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を町長に通知しなければならない。

(火入許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに町長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅3メートル以上（火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については7メートル以上）の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設備を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。

(1) 0.1ヘクタールまでは3人以上

- (2) 0.1ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積の0.1ヘクタールにつき2人を前号の人数に加えて得た人数以上
- 2 火入者は、水のう付手動ポンプ又は水バケツ、鎌、スコップ等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。
- 3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

- 2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

- 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、町長、消防長及び消防団長に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。

(消防長及び消防団長への通知等)

第16条 町長は、火入れの許可を行った場合には、消防長及び消防団長にその旨通知するものとする。

- 2 町長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、消防長及び消防団長と協議し、職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。
- 3 町長は、必要と認めるときは、火入れの際に職員を火入れに立ち会わせることができる。
- 4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

附 則

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

火入許可申請書

年月日

平生町長様

申請者 住所

氏名 印

次のように火入れを行いたいので許可されたく平生町火入れに関する条例第2条の規定により申請します。

火 入 地	所 在 地	平生町大字	
	所 有 者 (管理者)		
	地 種 区 分	保安林( )、普通林、原野、その他( )	
	所 有 区 分	国有地( )、公有地( )、私有地( )	
	面 積	総面積	ヘクタール
火 入 れ 期 間	年 月 日～ 年 月 日( 日間)		
火 入 れ 目 的	1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良		
火 入 れ 方 法			
防 火 体 制	火入従事者	男 人、 女 人、	計 人
	防 火 帯	延長 メートル、幅員	メートル
	器 具		
火 入 責 任 者			
備 考	(添付書類 通)		

(注) 1 保安林の( )の中には保安林種を記入、2 その他の( )には土地現況を記入、3 所有区分の( )には、所有形態の細分(部分林、地区有林、社寺有林等)を記入

様式第2号（第4条関係）

火入許可証		年月日
許可番号		号
申請人	様	<input type="checkbox"/>
		平生町長
		印
月 日に申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。		
火入場所	平生町大字	
面 積	総面積	ヘクタール
目的		
期 間	年 月 日～ 年 月 日( 日間)	
火入責任者		
指示事項		
備 考		

# 自衛隊災害派遣要請依頼書様式

年       月       日

様

平 生 町 長

## 自衛隊の災害派遣について（要請）

自衛隊法第83条の規定により、下記のとおり、自衛隊の災害派遣を要請します。

記

### 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由

災害状況（特に派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）

派遣要請を依頼する理由

### 2 派遣を希望する期間

### 3 派遣を希望する区域及び活動内容

派遣を希望する区域

連絡場所及び連絡職員

活動内容（遭難者の搜索援助、道路啓発、水防、輸送、防疫等）

### 4 その他参考となるべき事項

集結地、ヘリポートの状況等

## 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書様式

年       月       日

様

平 生 町 長

### 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の応急作業も概ね終了しましたから  
下記のとおり、自衛隊の災害派遣部隊の撤収を要請します。

記

#### 1 撤収要請依頼日時

年       月       日       時

#### 2 撤収作業内容

#### 3 その他

# 災害派遣発生情報報告様式

## 災害派遣発生情報

受理	月 日 時 分					
患者	住 所	氏 名	性別	生年月日 (年齢)	職業	
			男女			
両親	(患者が子供の場合のみ記入)	父				
		母				
内 容						
1 事態の発生理由及び状況 a 病気(事故)発生日時 年 月 日 時 分 b 病気(事故)場 所 c 病 名 d 医療処置状況 e 患者の現在地						
2 現地病院等名及び医師名 f 病院等名 g 医師名						
3 収容先病院等 h 病院等名 i 場所						
4 派遣を要請する種類 j ヘリコプター 機 又は その他 機						
5 派遣要請区間 k ~ 1						
6 航空機到着場所から収容病院までの救急車の派出機関 m						
7 搭乗者	区 分	氏 名	生年月日 (年齢)	搭乗区間 ～		
	医 師					
	看護師					
8 付き添い	患者と の続柄	氏 名	生年月日 (年齢)	搭乗区間 ～		
9 着陸地(災害派遣地)の状況 (1)着陸地の広さ (2)表面の状態 (3)付近の障害物 (4)風の方向及び強さ (5)著名物標の見え具合						

## 事前措置予告通知書様式

平 総 務 第 号  
年 月 日

(住所)

(氏名) 様

平 生 町 長

### 事前措置予告通知書

貴所有(管理等)の施設及び物件は、災害が発生した場合、現状では災害を拡大させる恐れがあり、災害対策基本法(等)に基づく事前措置の対象となり得るので、下記事項に留意のうえ、災害時には適切な措置をとられるよう通知します。

記

設備物件の名称	数 量	措置の方法

# り災証明書様式

様式第1号

## り 災 証 明 書

年 月 日

平生町長 浅 本 邦 裕 様

### 【申請者（建物所有者）】

住 所：  
氏 名：  
電話番号：

下記のとおり、り災したことを証明願います。

り災日時	年 月 日 時 分ごろ							
り災に起因する災害	台風（ ）号・大雨・がけ崩れ・土砂崩れ・地震（ ） その他（ ）							
り災家屋	【住所】平生町 番地 □持家 □借家 □賃家 □その他（非住宅）【用途： 】 (建物使用者名： ) *所有者と異なる場合のみ記入							
り災の状況	<p><b>【り災物件】</b></p> <p>□屋根瓦 □トタン屋根 □ビニール屋根 □とい □軒 □外壁 □天井 □床      □内壁 □畳 □ドア □窓ガラス □障子 □雨戸 □網戸 □サッシ □ベランダ      その他（ ）</p> <p><b>【原因】</b></p> <p>□床上浸水(  )cm □床下浸水 □土砂流入 □振動（揺れ）      □その他（ ）</p>							
り災世帯の構成	氏 名	続柄	性別	生年月日	氏 名	続柄	性別	生年月日
確認同意欄	本申請に必要な範囲内で、「住民基本台帳」「土地家屋台帳」等の必要な内容を所管課職員が確認することに同意します。 <u>氏 名</u>							
備 考								

上記のとおり相違ないことを証明します

年 月 日

平生町長 浅 本 邦 裕 印

以下の欄は記入しないでください。（職員記入欄）

り災程度の確認	【状況】□ 全壊・流出 □ 半壊 □ 一部損壊 □ その他（ ）							
	【原因】□ 床上浸水(  )cm □ 床下浸水 □ 土砂流入 □ 振動（揺れ） □ その他（ ）							
添付書類の確認	□ 位置図 □ 被害状況が分かる写真または証明 □ 修繕見積書（必要により） □ その他必要書類							

やむをえず、被災状況の分かる写真等がない場合は、自治会長・民生委員の証明（裏面）が必要です。

【自治会長・民生委員の証明】

申請者の申出のとおり、り災していることを確認しました。

年　　月　　日

自治会名 \_\_\_\_\_

証明者（役職および氏名） \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

- (1) 申請書は2部提出してください。添付書類として、位置図、被害状況が分かる写真、修繕見積書（必要な場合）、その他申請に必要な書類を添付してください。写真等がない場合には、自治会長または民生委員の証明が必要です。
- (2) この証明は、応急的または一時的な救済を目的として、町長が確認できる程度の被害について証明するものです。（民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。）
- (3) やむを得ず、所有者が申請できないときは、備考欄に理由を記載してください。
- (4) 「り災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。（母屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構はこの証明となりません。）
- (5) 集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- (6) 「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。表面に表れない被害（地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。
- (7) り災の状況を確認できないときなど、申請内容の修正及び取下げをお願いすることがあります。この場合、申請書類はお返しできませんので、ご了承ください。

# り災証明書（車両用）様式

## り災証明書（車両用）

年　月　日

平生町長　　浅　本　邦　裕　　様

### 【申請者】

住　所：  
氏　名：  
電話番号：

下記のとおり、り災したことを証明願います。

り災日時	年　月　日　　時　　分ごろ
り災に起因する災害	台風（　　）号・大雨・がけ崩れ・土砂崩れ・地震（　　） その他（　　）
り災車両の種別	<p>【種別】  <input type="checkbox"/>普通　　<input type="checkbox"/>軽自　　<input type="checkbox"/>自二輪　　<input type="checkbox"/>原付　　<input type="checkbox"/>その他（　　）</p> <p>【車両登録番号】_____</p> <p>【所有者・使用者名】_____</p> <p>【住所】（申請者と所有者・使用者が異なる場合） _____</p>
り災の状況	<p>【り災場所】  <u>平生町</u>　　<u>番地</u></p> <p>【原因】  <input type="checkbox"/>浸水　　<input type="checkbox"/>土砂　　<input type="checkbox"/>落雷　　<input type="checkbox"/>強風等　　<input type="checkbox"/>その他（　　）</p>
り災状況（詳しく）	_____
確認同意欄	本申請に必要な範囲内で、車両に関する内容等を所管課職員が確認することに同意します。 <u>氏　名</u>
備　考	_____

上記のとおり相違ないことを証明します

年　月　日

平生町長　　浅　本　邦　裕　　印

以下の欄は記入しないでください。（職員記入欄）

り災状況の確認	<input type="checkbox"/> 流出 <input type="checkbox"/> 全損 <input type="checkbox"/> 水没 <input type="checkbox"/> その他（　　）
添付書類の確認	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 被害状況が分かる写真 <input type="checkbox"/> 修繕見積書（必要により） <input type="checkbox"/> 廃車が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 登録事項等証明書 <input type="checkbox"/> その他必要書類

(1) 申請書は2部提出してください。添付書類として、位置図、被害状況が分かる写真、修繕見積書（必要な場合）、廃車が確認できる書類、登録事項等証明書その他申請に必要な書類を添付してください。

(2) り災の状況を確認できないときなど、申請内容の修正及び取下げをお願いすることがあります。この場合、申請書類はお返しできませんので、ご了承ください。